

令和 6 年第 7 回（9 月）大潟村議会定例会
令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会 会議記録
【 総務企画課・税務会計課・議会事務局 】

招集年月日	令和 6 年 9 月 19 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 9 月 19 日（木） 15:56 ～ 16:52		
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (17 名)	【特別職】 副村長 工藤 敏行 【監査委員】 代表監査委員 佐々木 秀樹 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 石川 歳男 課長補佐 遠藤 有子 主 査 池田 龍成 主 査 庄司 都志哉 主 査 菅原 聡 主 査 相原 千里 主 査 畠山 友伴 主 任 土佐林 学 主 事 夏井 健太 【税務会計課】 課 長 近藤 比成 課長補佐 小野 朋也 主 査 宮田 文美 主 査 石川 猛 主 事 今野 智美		

付 託 事 件	認 定 第 1 号 令和 5 年度大潟村歳入歳出決算認定について
---------	----------------------------------

発言者	発 言 要 旨
近藤事務局長	（開会 15:56） ただいまから、令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会を開催します。はじめに、大潟村議会委員会条例第 8 条の規定により、委員長を選出させていただきます。なお、委員長の選出においては、同条例第 9 条の規定により、年長委員であります川渕委員に仮委員長をお願いいたします。
川渕仮委員長	委員会条例にもとづき、私が仮委員長を務めることになりましたので、よろしくをお願いいたします。

発言者	発 言 要 旨
川渕仮委員長	それでは、令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会を開会いたします。 委員長の選出を行いたいと思いますが、申し合わせでは、各常任委員会の委員長が 1 年交替で特別委員会の委員長を務めることとなっております。 今回もその申し合わせに則りまして、工藤勝生活産業委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 【異議なしの声】 異議がないようですので、今回は工藤勝生活産業委員長に決算特別委員長をお願いいたします。 それでは、工藤委員長よろしくをお願いいたします。
工藤委員長	ただいま予算特別委員長に選任されました工藤勝です。 この特別委員会がスムーズに運営されますよう、委員の皆様方からご協力を頂きながら、委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、副委員長を選出したいと思いますが、選出方法はどのようにいたしますか。
工藤委員長	【委員長に一任の声あり】 委員長に一任との声がありましたので、私から生活産業委員会副委員長の齋藤委員を指名いたします。 齋藤副委員長、よろしくお願いいたします。 それでは、あらためまして、「令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会」を開会いたします。 ただいまの出席委員数は 11 名であります。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議記録の署名は全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いいたします。 それでは、当特別委員会に付託された議案の審査に入ります。 当委員会に付託された議案は、認定第 1 号「令和 5 年度大潟村歳入歳出決算認定について」です。 審査は、総務部門から始まり、次に、福祉保健課部門、生活環境課部門、

発言者	発 言 要 旨
	産業振興課部門、教育委員会部門の順に審査し、最後に総括質疑を行った後、討論、採決を行います。説明にあたっては、要領よく簡潔に、かつ明確に行うよう当局にお願いいたします。 始めに、決算概要及び一般会計の総務部門の歳入について、当局の説明を求めます。 【資料に基づき説明】
畠山主査 小野課長補佐 庄司主査	
工藤委員長	休憩します。(16:50) 再開します。(16:51)
工藤委員長	本日の審議はこれまでとします。 再開は、9月20日金曜日の午前9時とします。 本日はこれにて散会いたします。
工藤委員長	休憩します。(16:52)

令和 6 年第 7 回（9 月）大潟村議会定例会
令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会 会議記録
【 総務企画課・税務会計課・議会事務局 】

招集年月日	令和6年9月19日（木）					
招 集 場 所	役場2階 「第一会議室・特別会議室」					
開 会 日 時	令和6年9月19日（木） 15:56 ～ 16:52					
出席委員 (11名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明			
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基			
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美			
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦			
欠 席 委 員 (0名)						
出席職員 (17名)	【特別職】		【監査委員】		【議会事務局】	
	副村長 工藤 敏行	代表監査委員 佐々木 秀樹	事務局長 近藤 綾子			
	【総務企画課】					
	課 長 石川 歳男	課長補佐 遠藤 有子	主 査 池田 龍成			
	主 査 庄司 都志哉	主 査 菅原 聡	主 査 相原 千里			
	主 査 畠山 友伴	主 任 土佐林 学	主 事 夏井 健太			
【税務会計課】						
課 長 近藤 比成	課長補佐 小野 朋也	主 査 宮田 文美				
主 査 石川 猛	主 事 今野 智美					

付 託 事 件	認 定 第 1 号 令和 5 年度大潟村歳入歳出決算認定について
---------	----------------------------------

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	（開会 9:00） 昨日に引き続き、令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会を再開いたします。ただいまの出席委員数は、11 名であります。定足数に達しておりますので、この委員会は成立いたします。本委員会の会議記録の作成については当局にお願いいたします。 昨日、決算概要並びに総務部門の一般会計歳入部分についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。 質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
菅原（ア）委員	決算並びに主要な政策の成果を説明する資料の 19 ページ、ふるさと応援基金積立金及びふるさと応援寄附推進事業費が減になったとの説明がありましたが、その主な要因はどんなことが考えられますか。
池田主査	ふるさと応援基金寄附金が減った要因としましては、昨年 10 月から返礼品の決まりが変わり、返礼品は寄附額の 3 割以内という決まりは以前からありましたが、製品の金額に配送料や委託料など全ての事務費が加算されて、なお 5 割以内というように、より厳しくなったことがこの減額に繋がっているかと考えております。
菅原（ア）委員	実績としては前年度と比べてどうなっているのでしょうか。
池田主査	令和 5 年度の寄附額と件数ですが、5,766 件の寄附をいただいております。寄附額は 1 億 719 万 9,000 円の寄附をいただいております。その前年、令和 4 年度は寄附件数、寄附額ともに令和 5 年度よりも多く、件数は 7,607 件、寄附額は 1 億 3,724 万 2,000 円の寄附をいただいております。
菅原（ア）委員	歳出のところでも出てくるとは思いますが、昨年度の場合はさほど前年度より、減ってはいないという理解でよろしいのでしょうか。
池田主査	件数、寄附額ともに減っているというのが実情で、その原因として昨年 10 月から返礼品の金額は、事務費全てを含めて 5 割以内に抑えなさいという総務省の通知があったことによると考えております。
菅原（ア）委員	様々な情勢によるとは思いますが、今後も減る傾向にあると考えてよろしいでしょうか。
石川課長	ふるさと納税につきましてはご承知の通り全国各地、競争のようになっており、いわゆる本来のふるさと地方を応援するというよりは、商品を買うといった様相を呈しております。令和 6 年度に限って言いますと、この米不足も影響してか、現在、昨年度に比べて増額で推移しております。ただこれが年度末まで続くかは不透明ですが、現在そういった状況であります。
黒瀬委員	関連で、歳出部分にも関わってくるのですが、今回厳しくなったことで、

発言者	発 言 要 旨
石川課長	寄附金として歳入があつてそこから返礼品などの歳出があつて、実際に寄附として使えるお金はあまり変わらないのかなとも思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。 ふるさと納税につきましては先ほど池田がご説明したとおり返礼品については3割未満、事務費を入れて5割未満という内容になっておりますので、返礼品の占める割合は減りましたが、事務費については依然として配送料などその他もろもろの事務費を入れますとやはり大体5割程度を占めるといことになり、目安とすれば寄附額の半分は経費ということになっていきます。この割合はあまり変わらないです。
松本委員	15ページの村税についてお聞きします。決算審査の意見書の4ページに表が出ていますが、村税の収入未済額は合計で令和5年度429万となっております。 令和元年からの比較がありますが、令和5年度は前年度に比べて額は188万9,000円、対前年度増減率は78.6%と増えていますが、主な要因を教えてください。
小野課長補佐	今年度増額となった要因についてですが、まず村民税については未納額が約160万円になっていますが、こちらはご本人と連絡を取って納税していただくように話しをして未納者9名のうち4名の方が納めていただいて、それにより現時点で46万9,000円がすでに納まっております。 村民税で約100万円の滞納額の方が1名おり、こちらの方については、過年度分の修正申告により2ヶ年分の滞納となっております。こちらの方とも連絡をとっていますが、依然として未納の状態が続いておりまして、この後も引き続きご本人と連絡取って納めていただくよう努めてまいりたいと考えております。 村税の収入未済額についてはこれらが大きな要因になっております。他の税については例年と同程度の未納となっております。固定資産税については40万3,500円ありますが、その後、現在に至るまでに6万円ほど納めていただいております。こちらの主な理由としては納税することをうっかり忘れてしまっていたということのようです。 他の滞納については大体例年と同じような方々で引き続き滞納分が溜まっているという状態です。

発言者	発言要旨
松本委員	滞納している方については。固定化しているところもあると思います。引き続き連絡を取り合っていたいただきたいと思います。 49 ページの自動車取得税の交付金ですが、日野自動車の不正によるもので確か昨年度もあったように思います。こちらはいつまで続く予定でしょうか。
庄司主査	昨年度もありまして今年度もあったわけですが、こちらの交付金は県で徴収して市町村に交付金として配分するという事になっておりまして、歳入があるかどうかは県から連絡が来る事になっております。この後いつまでというのは、把握していない状態です。
三村委員	45 ページの宝くじインターネット販売 PR 補助金とは、どこでどのように PR されているのかということと、ふるさと応援寄附金機会損失補償金とはなんでしたか。
遠藤課長補佐	こちらは令和 4 年度と 5 年度にありました制度でございまして、宝くじインターネット販売 PR 補助金は、秋田県市町村振興協会から交付されるものです。広報で PR することと公式ホームページ上で一定期間宝くじのインターネット販売について、バナーを貼る方法でお知らせをすることにより定額で入ってくる補助金でございます。
庄司主査	ふるさと応援寄附金の機会損失補償金についてですが、ふるさと納税に関しましてはいくつかの業者に納税を委託しておりますが、そちらの業者のシステムの不具合によりまして、寄附者の納税額が一部適切に納税されなかったということがございまして、その部分に対して委託業者から納税の機会を損失してしまったということで、その分の補償金が入ってきております。 こちらの補助金については、節としては寄附金という扱いにならないので雑入で受けております。
三村委員	PR によって補助金が入ったということですが、県の広報誌にはコマーシャルが入っていたりします。村の広報誌にも PR とか宣伝を入れることによって、収入を得るようなことも考えられているのでしょうか。
土佐林主任	広報への広告の掲載とそれに伴う広告料についてですが、現時点では広報に広告を載せ、広告収入を得るということは考えてはおりません。 ただ先ほど遠藤からもありましてとおる補助金に関係するような、例えば

発言者	発 言 要 旨
菅原（史）委員	宝くじや自衛隊の募集など、そういったものにつきましては、広報に掲載した際にそれに応じて助成されるということはあると思いますが、それ以外の広告収入等につきましては、現時点では検討はしておりません。 43 ページの諸収入の延滞金加算金及び過料のところですが、延滞金が 50 万 3,801 円計上されていますが、これは何に該当するものの加算金かを説明していただきたいと思います。
小野課長補佐	この延滞金の内容についてですが、固定資産税の延滞金と村民税の延滞金となっております。 固定資産税の延滞金が 50 万 2,000 円で残りが村民税の延滞金ということとなっております。
菅原（史）委員	15 ページの固定資産税の現年度分と滞納繰越分としては、延滞金 50 万というのは大金だと思いますが。
小野課長補佐	調べて後ほど回答させてください。
菅原（史）委員	同じく 43 ページの雑入の南秋地域公共交通活性化協議会負担金還付金ですが、これは確かまず負担金を 2,700 万円ぐらい出していたと思います。負担金の負担割合も当然決まっていると思いますが、この還付金についてはどのような割合でこの金額になったのかを教えてください。
夏井主事	還付金の割合についてですが五城目町と八郎潟町、大潟村で負担金の割合に応じて、還付金の額が決定されています。 割合については後ほど調べて回答させていただきます。
相原主査	大潟村の負担割合が 68.825%となっております、還付金もその割合で雑入として収入しております。
菅原（史）委員	わかりました。 ただ負担金の割合は支払う 3 町村で決めたことでいいと思いますが、還付金については負担金の割合の他に、利用頻度とかそういういろんなものを加味する必要もあると思います。そのような協議はあったのでしょうか。やはり利用する努力というものも当然あると思いますので、利用してないところ

発言者	発 言 要 旨
相原主査	もその割合で還付されるというのはどうなのかなと思いますが、そのあたりの議論はその協議会の中であったのか教えてください。 還付割合の協議については、委員のおっしゃったような意見交換はされていません。 利用者の利用実数に応じて還付すべきというご意見だったと思いますが、実際にどこの町村にお住まいの方が広域マイタウンバスを利用しているかという調査を行っておりませんので、その割合での還付というのは実態として難しいものがあると考えております。
菅原（史）委員	そのようにはと思いますが、ただやはり利用頻度を上げていくことが地域の交通の維持に欠かせないと考えます。利用した結果のインセンティブみたいなものが当然、各自治体が努力してやった部分でもあるので、何かそのあたりを考慮するという事はやっぱり考えていくべきだと思いますが、どのように考えていますか。
相原主査	負担金の負担割合と還付金の還付割合につきましては、南秋地域公共交通活性化協議会の中で策定している公共交通計画の中で定めております。 5 年間の計画となりますので、次期計画の策定に向けまして負担割合、あるいは還付割合の協議もいずれ始まるかと思っておりますので、その中で事務局レベルでの協議から始めていきたいと思っております。
菅原（史）委員	どうぞお願いします。ちなみにこの計画を変える、検討するのは、次はいつになる予定でしょうか。
相原主査	後ほど確認してお答えいたします。
工藤委員長	休憩します。(9:28) 再開します。(9:31)
夏井主事	先ほどの計画に関してですが、現在の計画は令和 5 年度から令和 9 年度までのものとなっております。
小野課長補佐	先ほどの延滞金について説明いたします。固定資産税において 1 名の方が過年度分の固定資産税について高額な未納がありまして、それに伴って多額

発言者	発 言 要 旨
菅原(史)委員	の延滞金が発生しており、現在、この延滞金について分納している形になります。何年かにわたって分納しており、そのうちの令和5年度分として50万円が入ってきたという状況となっております。 ちょっとわかりづらかったのですが、いくらに対して50万円の延滞金となっているのですか。
小野課長補佐	税額が880万円ぐらいありまして、それに対して延滞金が約690万円発生しているという状況となっております。
菅原(史)委員	その880万円というのはこの決算書の中のどこに記載されていますか。
小野課長補佐	880万円というのは過去の固定資産税でして、平成18年度から平成29年度までの滞納で、それが平成30年度に完納され、延滞金が確定しました。延滞金は毎年50万円の分納で納めていただいております、そのうち令和5年度分として50万円を納付してもらったということです。
工藤委員長	休憩します。(9:35) 再開します。(9:39)
菅原(ア)委員	21ページの交通安全対策特別交付金が前年度より減収になっています。 反則金の徴収額が全体で増えると、事故件数が減少していても、交付金の額は増加するというようなことも以前伺っていたように思いますが、村の中で発生した人身事故の件数が前年度よりも少なかったからという理解でよろしいでしょうか。
庄司主査	交通安全対策特別交付金ですが、こちらの財源が交通違反の反則金となります。県でこの交通違反の反則金を財源としまして、市町村にその市町村内の交通事故発生件数、それから村は該当ありませんが、人口集中地区の人口それから改良済み道路の延長、これらを2対1対1の割合で按分して交付するというようにされております。前年度からの変更についてですが、まず金額の増減については、財源である交通違反の反則金の増減あるいは村内ですと一番占める割合が大きいのが交通事故の発生件数ですので、こちらの数字の関係で金額の増減が出てくるということです。令和5年度については前年度より減っているということですから、村内での交通事故の発生件数が減っ

発言者	発 言 要 旨
菅原（ア）委員	たか県内での反則金財源が減ったかということになりますが、村内の交通事故の発生件数については把握しておりません。考え方としてはそういった形になります。 わかりました。 もう一点ですが、41 ページのふるさと応援基金繰入金 1 億 6,300 円は 10 事業に充当されているとのご説明でした。 マイタウンバス事業の他に、どのような事業に充当されているのでしょうか。歳出でもきっと出てくるとはと思いますが、お願いします。
庄司主査	ふるさと応援基金繰入金ですが 10 件の事業に充当しております。ふるさと応援基金の寄附は寄附者の方で活用事業を指定することができます。自然環境の保全や産業の振興、あとは一番多いのは指定のないものです。5つの活用事業に応じて、こちらの方で充当する事業を決めております。マイタウンバス運行事業の他、移住定住促進事業、これらは企画費です。それから OA 管理費のコンビニ交付サービス導入事業、ここまでの総務関係です。生活環境課の関係事業としては八郎湖水質改善対策事業、それから福祉保健課の関係でいきますと、地域福祉推進事業、高齢者健康増進事業、高齢者福祉施設管理運営事業、そしてふれあい健康館管理運営事業の 4 件です。それから産業振興課の関係事業としては、戦略作物生産拡大事業これは麦、大豆数量払いの村単独補助金の事業です。それから、教育委員会の関係事業で干拓博物館の施設管理費、以上 10 件の事業に充当しております。
菅原（ア）委員	歳出になりますが、今ちょうどお話しされましたようにコンビニ事業に充当されているということですが、内容について教えてください。
菅原主査	コンビニ交付の導入事業ですが、こちらはまず機能としましては、住民票や戸籍の各種証明書、あとは税の証明書を全国どこのコンビニでも発行することができるといった住民向けのサービスになっています。導入自体は電算組合を通して手を挙げて導入するもので、こちらは歳出の話になってきますが、決算並びに主要な施策の資料の 26 ページ一番上にあります事業費 2,162 万 7,000 円のうち、基金繰入金 1,710 万円がふるさと応援寄附基金の繰入金となっているものです。 詳しくは歳出でご説明します。

発言者	発 言 要 旨
菅原（ア）委員	39 ページの市民農園土地貸付収入が前年度より減収になっております。借り方が少ないという理解でよろしいのでしょうか。それともその他の要因はありますでしょうか。そして現在の利用者は何名いらっしゃいますか。
庄司主査	令和 5 年度の利用者ですが、前年度から 4 人減少しております。転出された方や年齢を理由にちょっとそろそろということで減少しております。4 名減少ですが、区画としては 10 区画減少しました。 なかなか新規の利用者が増えない状況ではありましたが、令和 6 年度は村外の方で利用する方が増えまして、区画としては令和 6 年度現在で 2 区画ほど増えております。
菅原(ア)委員	減ったということですが、中央 3 番地など他から定住される方もたくさんおりますし、利用者を増やしていくような手立てなどは考えていますか。
庄司主査	市民農園については農地を持たない方に利用していただくということで実施しており、近年、移住定住促進事業で、定住化促進住宅ですとか、集合型住宅に移住する方も増えてきておりますので、そういった方々に個別に案内をして利用促進を図っていきたいと考えています。 以前から利用している方はずっとやっているのでもいいのですが、新規に始める方にとってちょっと区画が大きいという意見も聞いております。ただ、区画を分けるのはなかなか難しいところもありますので、少し検討しながら、例えば何人かで利用していただくことも考える必要があるかなと思っています。
菅原(ア)委員	本当にもし区画が大きいとなれば 2 名とか 3 名とか、近隣のちょっと一緒にやっていけそうな人に声をかけていただくなどで利用促進を図っていただきたいです。市民農園はどこでも皆さん楽しくやっておられるみたいですし、まして大潟村は農業の村ですのでそういうことで親しんでもらえればと思いますので、今後ともよろしくお願いします。
大井委員	減った人数はわかりましたが、全員で何人が契約しているかと借りる際の単価はいくらかを教えていただけないでしょうか。
夏井主事	令和 5 年度の人数は 20 人となっております、区画の単価は村内の方は、1 区画につき 2 千円で、村外の方は 1 画につき 4 千円となっております。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	何点かまとめて質問をさせてください。 まず決算書 45 ページの村税で考え方についてお聞きしたいのですが、当初予算があって補正で減額して、最終的に収入率が 100%を超えているような感じですが、これはやはり、途中でちょっと厳しめに考えて補正をかけるということでしょうか。これだけ見るとすごく収入率がいいというふうに見えますが、そのあたりの考え方を教えていただきたいのが一点と、あと同じページで村税の不納欠損額が出ていますが、こちらはどのような状況なのか教えていただきたいです。 あともう 1 点 41 ページの企業版ふるさと納税寄附金の収入に関して、これの内容や目的についてと、ふるさと応援基金繰入金について、これも考え方をお聞きしたいのですが、この基金、先ほど言われた通り目的を指定されない方も多いという話で、昨年度は 10 事業に充当したということでしたが、どのような考え方で繰り入れていくか教えていただければと思います。
小野課長補佐	最初の村税関係の補正の考え方ですが、年度末が近づいてきて大体の実績が見えてきたところで減額なり増額なりをして補正で対応しています。 そしてもう一点が不納欠損の内容についてでしたが、こちらの方につきましては、令和 2 年度に生活保護の受給を開始されたということで、その時点で滞納処分の執行停止をかけております。そこから 3 年間経過したということで、地方税法に基づいて不納欠損処理を令和 5 年度に行ったということとなっております。
畠山主査	企業版ふるさと納税につきましては企業名や寄附額というものは企業によって公表の有無の希望を確認し、その点を考慮してホームページに公表しておりますが、この 20 万円は令和 5 年度、コミュニティ推進事業に充当させていただいております。事業者名は非公表となっております。
庄司主査	ふるさと応援基金繰入金の予算への考え方ということになりますが、予算編成に当たっては各課から歳入歳出の見積もりを提出してもらい、その中で査定を進めていったわけです。収入総額と歳出総額をみて繰入金については最後の段階での調整ということで財源が足りないようであれば、繰入金を予算計上するか、あるいは歳出の方でさらに見送り、削減などを検討するかということになってきます。繰入金をどれくらい繰り入れるかということについてはその繰入金の残額ですとか、特にふるさと応援基金でいきますと、当

発言者	発 言 要 旨
	年度入ってくるふるさと納税額も関係してきますのでそのあたりを加味しながら、これぐらいの金額であれば繰入しても大丈夫だろうというところでのときの状況で判断しております。 ふるさと納税につきましては先ほど言ったとおり活用事業が五つほどあるわけですが、ほとんどの人が指定のないものということになっておりますので、基金残高を見ながら、充当する事業について選定しているというところでございます。
菅原(ア)委員	27 ページのデジタル田園都市国家構想交付金について、先ほど大変詳しく説明いただきましたが、もう一度お願いできますでしょうか。
菅原主査	デジタル田園都市国家構想交付金ですが、こちらは国の方で推進している事業で、デジタル化を推進するための支援という内容です。今回、コンビニ交付の導入費用に充てることができるというメニューがありましたので、導入費用の半額をこの交付金を使って、導入をしたというものになっております。
菅原(ア)委員	コンビニ交付の方に使っているということですが、その他にはどのように使われたのでしょうか。
菅原主査	管轄が異なりますが、令和 5 年度でいうと生活環境課の水道会計の方では、水道のデジタル化に使っています。使えるメニューを探して使えるものを使っていく内容の交付金になっております。
工藤委員長	他にございませんか。 ないようですので、決算概要並びに総務部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。
工藤委員長	休憩します。(10:00) 再開します。(10:10)
工藤委員長	休憩前に引き続き会議を進めてまいります。 次に、総務部門の一般会計歳出部分について、当局の説明を求めます。
近藤局長	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
小野課長補佐 遠藤課長補佐 池田主査 庄司主査 菅原主査 土佐林主任 夏井主事	
黒瀬委員	57 ページの文書広報費に関して、公式ホームページ保守業務委託料がありますが、これはホームページ全体の維持メンテナンスという考え方で、ホームページの内容コンテンツに関しては、各担当で行うという考え方なのでしょうか。 歳入の方で企業版ふるさと納税の寄付金の話しをさせていただきましたが、そのときにホームページ見てくださいということで見ましたが、確かに非公表なのですが、非公表のところに PDF のリンクがあつて、全然関係ないネウボラの情報などがリンクされています。こういう管理はどなたがされていますか。
土佐林主任	公式ホームページの保守業務委託料につきましては黒瀬委員おっしゃるとおりホームページのメンテナンス等に係る部分について保守を行っていただいております。ホームページの修正、更新については各職員で行っております。ホームページの PDF のリンクが誤っているとのご指摘については、担当職員とも調整して早急に修正するようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。
黒瀬委員	監査の方にもあったかと思いますが、ホームページとか LINE の広報だとか含めて、各課で発信できるようになっていることは非常に便利だと思いますが、担当者の考え方やスキルなどにより、情報の出し方が若干異なるように感じます。今後、運用基準が必要なように感じますが、どのように考えておられますか。 基本的には各課による発信がいいと思いますが、やはり全体を見渡して、各課に指示やアドバイスがないと厳しいのではないかと思います。そのあたりどのようにお考えでしょうか。
土佐林主任	令和 5 年度から新しいホームページの運用が始まり、基本的には各担当で

発言者	発言要旨
石川課長	発信する部分につきましては、各担当で発信しております。 あわせて全戸配布につきましてはホームページに加えて LINE でも情報発信するということで庁内に周知しております。 ホームページ運用が始まって、1 年近く経過し、職員も修正の方法や更新の方法に慣れてきたと思いますので、今後はより効果的な情報発信ができるように再度職員への周知等も行っていきたいと考えております。また、村民の皆様からのホームページに対する様々な意見があるようですので、具体的にどういったところをこれから修正していけばより見やすくなるのかというところも含めて今後さらに検討していければと考えております。 黒瀬委員のご質問、ご意見について、村のホームページ、LINE、インスタ等、様々な形で情報発信しておりますが、黒瀬委員のご質問の中にあつたように基本的には各課で対応しております。 その結果、運用がまちまちであったり、あるいは拙い内容になってしまったりというような状況になっているのもまた事実ですので、今の情報化社会に対応するため、庁内で今一度その体制を整えて運用したいと考えていますので、少々お時間をいただき庁内でも情報管理に対応する体制をしっかりと構築していきたいと思いますので、どうかご理解をいただければと思います。
川渕委員	決算書 67 ページに地域おこし協力隊の報酬の金額が出ているわけですが、これは何名でこの金額になりますか。お尋ねします。
池田主査	令和 5 年度は 6 名隊員がおりました。
川渕委員	6 名ということは、支出済額が 1,200 万円ですから、1 人に年間 200 万円ぐらいの報酬が支払われたわけですか。
池田主査	調べて後ほど回答します。
松本委員	61 ページの公用車整備事業の備品購入費でドライブレコーダーが約 42 万円となっていますが、台数は何台かということと、監査の意見書で、古い公用車には設置を行わないとあつたと思うんですが、どのようなドライブレコーダーかということと、ドライブレコーダーは取り外してソケットに挿せば、取り替え可能なものもありますが、なぜそれをしなかったのかというところをお聞かせください。

発言者	発言要旨
小野課長補佐	後ほど確認してからお答えします。
松本委員	69 ページの村づくり研修事業のホストタウンの流用についてですが、1 節報酬と 18 節負担金補助から 12 節委託料に流用していますが、この流用についての考え方を教えてください。
庄司主査	決算書の書き方上、村づくり研修事業の流用のように見えてしまうのですが、これは村づくり研修事業に係る流用ではなく 6 目企画費の中での流用ということになります。 その上で、1 節報酬から 12 節委託料への流用 241 万 8,000 円につきましては、地域おこし協力隊に関わるものでございまして、当初予算では村職員として採用して、報酬として支払う予定でしたが、1 名の方は事業委託型の地域おこし協力隊として活動してもらい、報酬ではなくて委託料での支払いになりましたので、流用させていただきました。 そして 18 節から 12 節への流用 54 万 5,000 円ですが、これも地域おこし協力隊の関係で、村の職員として採用した地域おこし協力隊については活動費補助金となりますけれども、委託型で来ていただいた方にはそのいわゆる給料に当たる部分の委託料の他に、その方の活動費としての部分も委託料として支払うということになりましたので、当初予定していた形と別の形での採用になったので、流用させていただいたということでございます。
大井委員	73 ページのコンビニ交付サービス導入事業というのは、もう始まっているということでしょうか。
菅原主査	コンビニ交付のサービスは令和 6 年の 3 月 1 日から開始されておりまして、現在も利用可能となっております。
大井委員	それは村の中にコンビニが 2 軒ありますけれど、2 軒で使えるということなのでしょうか。
菅原主査	こちらは村内に限らず全国どこでも使えます。例えば東京に住んでいますが本籍が大潟村にあるような方が、わざわざこちらまで来て戸籍の謄本を取るとなると大変だと思いますが、マイナンバーカードを持ってコンビニもしくはキオスク端末というものを置かれている役所等、そういった全国どこに

発言者	発 言 要 旨
	でも設置されているもので取得することができます。
大井委員	村がどうしてお金を負担しなければならないのかがよくわからなかった ので、教えてください。
菅原主査	こちら負担金というふうに見えておりますけども、中身としましては、システムの構築費となっております。 具体的には東京にあります富士フィルムシステムサービスという会社が構築を担っておりまして、役場の庁舎の中にもサーバーが３台設置されておりますし、富士フィルムシステムサービスの中にも管理用サーバーがありまして役場の基幹系のシステム、住民票の発行であるとかそういったシステムと連携しまして、データを一度東京のサーバーに送ってからコンビニのサーバーにデータが流れて証明書を発行するという流れになります。その全体的なシステムの構築にこれだけの費用がかかっているというものです。
大井委員	外部のサーバーとも繋がらなきゃいけないということはわかりました。 今、村のホームページにどのように書かれているのかと思って見たのですが、コンビニで利用できるというのは見つけれませんでした。村ホームページの方には載せてないのでしょうか。それとも私が見つけれなかったということでしょうか。
菅原主査	ホームページに関しては一度村からのお知らせという形でお知らせをしていましたが、確におっしゃる通りホームページでもう少しアピールした方が良いのではないかなと思いますので、そちらはそういった方向で検討してまいりたいと思います。
黒瀬委員	関連してなんですが、昨年度の決算なので、事業実績としては昨年スタートしてから１ヶ月ほどですから、実績の８%程度がコンビニ交付だったということでしょうか。そしてその後の今年度に入ってからここ半年の具体的な数字があれば教えていただきたいのと、何となく体感的にも増えているとか減っているとかがあれば、教えてください。
菅原主査	利用実績に関しましては、件数でいうと３月が２８件と、導入のときに広報でお知らせしたこともあってか多かったのですが、４月が１７件、５月が１２件と減ってきております。

発言者	発 言 要 旨
	ただ証明書を発行する機会というのは年間でばらつきがありますので、例えば6月になると所得証明書を発行する機会が多いので、6月は35件、7月26件、8月23件とそのような推移をしております。 他の要素としましてコンビニ交付の導入サービス開始が3月1日で、3ヶ月経過した後に手数料の改正を行っております。従来、住民票や税の証明書など150円だったところを200円に改正をしております。手数料の改正もその件数に影響しているのかもしれませんが、そういった要素も加味しまして、少なくとも1年間動向を見てからの評価になると思っておりますので、パーセンテージも含めて、来年の決算のときに説明したいと考えております。
黒瀬委員	65ページのマイタウンバスの運行事業に関連した大潟村のバス運賃助成金ですが、こちらは回数券と定期という考え方でよろしいでしょうか。また、定期券を購入されている人数や回数券を購入されている方の人数、そのあたりは分かるでしょうか。あともう一点、67ページのポルダー婚活事業ですが、こちらでも毎年いろいろ話しは出ます。実績等を教えていただければと思います。
夏井主事	まずマイタウンバスについてですが乗車券と定期券という認識で間違いありません。乗車券については令和5年度は利用者1万241人となっております。定期券については、利用者16人、実人数が4人となっております。 続いてポルダー婚活事業についてですが、ポルダー婚活事業に関しましては主要な施策の25ページにも記載してありますが、令和5年度は5回イベントを行っておりまして成婚数は2組となっております。
黒瀬委員	運賃助成の件ですが、定期券は利用者16人、実人数4名に助成しているという理解でいいのでしょうか。あともう一点、運賃助成に関して、これは回数券に対してということか、そのあたりをもう一度教えていただければと思います。
夏井主事	整理して後ほどご回答いたします。
黒瀬委員	そうしましたら、もし定期ということであれば人を特定して販売しているかと思しますので何名ぐらいにということも教えてください。
松橋委員	65ページ、県立大の清新入寮促進事業費補助金が支出されていますが、こ

発言者	発 言 要 旨
	これは具体的にどんなことをされていますか。
池田主査	県立大学清新寮への支援事業 260 万円とありますが、これは清新寮と秋田キャンパスとの間でシャトルバスが走っているわけですが、そのバスの運行費用に充てていただくという趣旨の助成金となっております。
松橋委員	バスの運行費用を助成することによって、県立大生の清新寮への入寮が促進されるということが、ちょっとストンと落ちてこないのですが、どういったロジックで促進されるのでしょうか。
池田主査	一番の目的は大潟村に住んでいただくことでして、やはり大潟村の清新寮に住みながら、秋田キャンパスに自分の車で行くとなると費用面でもかかると思いますし、車を持たない学生でも大潟村に住みながら、秋田キャンパスに通うことができるというのは、大潟村に住んでいただく一つのきっかけになる、そういう考え方でございます。
松橋委員	そうすると例えばですけど大潟村からの助成がバスの運行費用に充てられて、それが結果的に学生たちに何か返ってきているというか要するに、バスの運賃が本当は有料にしなきゃいけないところを、大潟村からの補助金があるために、無料にできています、それで学生は自分で車を持たなくても学校に通えますみたいな、あるいはバスの運行じゃなくても、その分、バスの運行に補助が出ているから寮費がちょっと安くなって学生は安く住むことができますとか、何かそういうふうな学生が直接的にメリットを感じるようなことに繋がっていくのは何かありますか。
石川課長	まずは村にこういった寮がありますから、ぜひ住んでいただきたい、そのために秋田キャンパスに通学するためのバスの運行に村が助成して、ぜひ運行便数などを確保していただく、そういったものがなければ例えば減便になるとか、もっと極端なこと言うと経費がかかるので運行しないというふうになると、入寮者がおのずと減ってくるということになりますから、そういった支援をしつつ、村の住民になっていただいて、できれば、村のコミュニティにもぜひ参加していただければということでもあります。
松橋委員	よくわかりました。要するに 3 限目から授業だけれども、3 限目に対応したバスがないので朝早くにもうバス乗って学校行かなきゃいけないのが、補

発言者	発 言 要 旨
大井委員	助によって便数を増やすことができ、3 限目に合わせてバスに乗ることができますみたいなことが起こりうるとそれで便利になるので寮に住もうかっていうふうに考えるっていう考え方でいいのですね。 うちにも、県立大の寮生がバイトに来てくれているのですが、なんか寮費が年々値上がりしていて、寮に入っている人がどんどん減っているっていうような話を聞いていましたので、この入寮促進っていうのは私もぜひやった方がいいなと思いました。 関連したことで、私もこのお金何かなと思っていたのですが、260 万円ということですが、実際年間バスを運行する上でどれぐらにかかっていて 260 万円というのはどれぐらの補助になっているのかが気になったので教えていただければと思います。
池田主査	調べてから後ほどお答えさせていただきます。
黒瀬委員	67 ページの一番上の方にあります情報発信者活動支援補助金 10 万円についてですが、令和 5 年度はどのような活動内容でしたでしょうか。
庄司主査	情報発信者活動支援補助金 10 万円は 1 名 1 件の活動に対しての補助で、水上スキーを通じた大潟村の PR ということで、そちらの活動に対して 10 万円補助しております。
遠藤課長補佐	先ほどの質問に地域おこし協力隊の昨年度の報酬額についてのご質問があったと思いますが、令和 5 年度、延べ人数で 6 名おりました。その中には 1 年目の協力隊、また 2 年目以降の協力隊と混在しておりましたが 6 名というのは延べ人数でして、年度途中で 1 名退任し、また年度途中で別の方が就任したという経緯がありました。 地域おこし協力隊の給料額について、大潟村で募集要項に出している額は任用 1 年目であれば大体年額 250 万円台を支給、任期 2 年目に年額 260 万円台を支給、3 年目に年額 270 万円台を支給しております。 額についてですが、地域おこし協力隊の報酬に対し、特別交付税措置が国から一人あたり年額 280 万円がくるということに基づいて大潟村として検討した額でございますので、ご理解ください。
川淵委員	国から 280 万円くるということは村の分と合わせると、年額約 500 万にな

発言者	発言要旨
	るということですか。
庄司主査	国から来るというのは、特別交付税として村が負担した分に対して来るということで、村の分に上乗せで国が払うということではなくて、村の負担分は国の方の特別交付税で措置されるということでございます。
池田主査	清新寮のシャトルバスにかかる事業費全体は大体どのぐらいの額が掛かっているのかというご質問についてですが、令和 6 年度の補助申請では、全体の事業費が約 1,800 万円と記載されております。令和 3 年度は 1,600 万円程度になっておりますので、おおよそ 1,600 万円から 1,800 万円まで事業費が年々上がってきております。村からの補助額 260 万円というのは令和元年度から変わっておりません。
三村委員	61 ページ真ん中あたりの公共施設整備事業の旧物産公社事務所屋根一部葺き替え工事ですが、この建物自体は、今、どのように利用されているでしょうか。
小野課長補佐	こちらは渦工房さんとルーラル大渦さんに貸し出ししております。
三村委員	ルーラル大渦は確か倉庫みたいに使っておられると記憶しています。あの場所は非常に立地面でいい場所ですので、使い方をもう少し工夫できないかという声もありますが、そのようなことは検討されているのでしょうか。
工藤副村長	渦工房さんも今年 12 月で事業を終了するという事になっています。 それで今度その部分が空きますので、産業振興課の方でそこを借りる人を公募するという計画にしております。その際にはこういった応募が来るかわかりませんが、ルーラル大渦さんの今、借りているスペースも含めて、どのように活用できるかを検討していければと思っているところです。
小野課長補佐	先ほど回答を保留していた松本委員の質問で、60 ページ 61 ページのドライブレコーダーに関してですが、令和 5 年度 9 台分のドライブレコーダーを購入しております。 それで令和 6 年度、また新たに 7 台分を購入する予定となっており、これにより全ての公用車に対応したいと考えております。

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、総務部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。 以上で総務部門についての質疑を終わります。 休憩します。(11 : 20)

令和 6 年第 7 回（9 月）大潟村議会定例会
令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会 会議記録
【 福祉保健課 】

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 19 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 9 月 20 日（金） 11:30～16:53		
出 席 委 員 (12 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄
	委 員 松本 正明	委 員 黒瀬 友基	委 員 松橋 拓郎
	委 員 大井 圭吾	委 員 松雪 照美	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出 席 職 員 (13 名)	【特別職】 副村長 工藤 敏行		
	【監査委員】 代表監査委員 佐々木秀樹		
	【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子		
	【福祉保健課】 課 長 北嶋 学		
	課長補佐 小林 豊		
	主 任 木阪 望		
	主 事 佐藤 佑樹		
	【保健センター】 主 査 渡辺 祥達		
	【診療所】 技 師 伊藤 茂美		
	【包括支援センター】 保健師 近藤 幸希		
	【総務企画課】 課 長 石川 歳男		
	主 査 池田 龍成		
	主 査 相原 千里		
	主 事 夏井 健太		

付 託 事 件	認 定 第 1 号 令和 5 年度大潟村歳入歳出決算認定について
---------	----------------------------------

発 言 者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。(11:30)
工藤委員長	休憩前に引き続き会議を進めてまいります。 ここからは福祉保健課部門の審査を行います、福祉保健課の担当する部門には、一般会計と特別会計の両方が含まれております。 初めに一般会計の審査を行い、その後、特別会計の審査を順次行います。

発言者	発言要旨
小林課長補佐	では、福祉保健課部門の審査を行います。 一般会計歳入部分について当局の説明を求めます。 【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、歳入部分について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	23 ページのケアハウスの入所費の負担金ですが、今現在ケアハウスの入所率はどれくらいでしょうか。 その中で村民の方とかは何名くらいいらっしゃるのでしょうか？
小林課長補佐	現在ケアハウスにつきましては16室全部で17名の入所が可能なわけですが、こちらの夫婦部屋が空いておりまして、令和5年度は15名の入所になっております。 村民の比率につきましては、後ほど調べてご報告させていただきます。
菅原（ア）委員	27 ページの未熟児養育療養費等負担金11万6,310円とありますけれども、この内容についてお願いします。
渡辺主査	菅原委員の質問にお答えいたします。 未熟児養育医療給付金ですが、こちらは未熟児の方の1歳到達までの入院中の医療費の一部を給付するというものです。 国負担分が1/2で、県負担分が1/4、村負担分が1/4という負担割合となっております。
菅原（ア）委員	国が1/2で、県が1/4、村が1/4ですか。 ということは保護者の方の負担は、どうなるんでしょう。
渡辺主査	すいません。先ほど申し上げればよかったですけれども、保護者の方の負担はありません。 未熟児養育医療費の給付と本人負担というものがあるんですけれども、本人負担の部分については福祉医療でカバーされますので、保護者の方が支払う負担分というものはありません。

発言者	発言要旨
菅原（ア）委員	はい、わかりました。 その年月とか期間とかは関係なく、未熟児の養育費間とは関係なく支払われるということでよろしいですか。 1歳までって言いましたっけ。
渡辺主査	期間については、お子さんが1歳になるまでがこちらの負担金で見ることができます。 内容についても体重が2,000g以下で生まれたお子さんだけではなくて、呼吸器や消化器に問題があり、治療が必要な方ですとか、あとは黄疸が見られるような方についてもこちらの給付費で見ることが可能となっています。
菅原（ア）委員	はいわかりました。 対象者をおっしゃっていただける範囲であれば、と思うんですが、個人情報でもありますので、いいです。
渡辺主査	令和5年度の実績については1名の方の実績となっております。
黒瀬委員	33ページの中下段の方にあります民生費県補助金の老人クラブ助成費補助金ですが、こちらの内容はどういった算出でこの金額になるのでしょうか。 端数が出ているので教えていただければと思います。
進藤主査	詳しい算出方法と資料を後で持ってまいりますので、そのときにご説明できればと思います。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、福祉保健課部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。 続いて、福祉保健課部門の一般会計歳出部分について、当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
工藤委員長	休憩します。(11:46) 再開します。(11:46)
工藤委員長	午後1時半から再開いたします。
工藤委員長	休憩します。(11:47) 再開します。(13:30)
工藤委員長	休憩前に引き続き会議を進めてまいります。 説明保留していた部分があればお願いいたします。
夏井主事	黒瀬委員からいただいていた、バス運賃助成金の実績についてお答えいたします。 決算書65ページ、バス運賃助成金219万6,500円の内訳ですが、乗車券利用分として212万2,100円、定期券購入分として7万4,400円となります。 利用実数としましては、乗車券分については延べ10,241人、定期券購入者は延べ7人、実数としては4人で、定期券購入分の実績額7万4,400円を、実数4人で割りかえした1人あたりの助成金の平均は1万8,600円です。
黒瀬委員	乗車券利用分212万2,100円は、回数券として販売している分の助成ということでよろしいでしょうか。
夏井主事	そのとおりです。
相原主査	補足いたします。乗車券の販売実績については、決算書43ページに記載がありますが、バス乗車券販売収入102万8,000円となり、延べ交付者数は295人となります。
黒瀬委員	乗車券の販売者数について、実数も把握していますか。
相原主査	手元に資料はございませんが、把握しております。後ほど、調べてご報告いたします。

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	報告は求めません。乗車券を購入している方は学生が多いという認識でよろしいでしょうか。
相原主査	8割が学生です。
黒瀬委員	広域マイタウンバスは、利用率の向上を検討する必要があると思います。月に20日ほどの乗車であれば、定期券を購入しても、乗車券を購入した場合と負担が変わらないため、朝の準備や部活動の状況で通学時間帯に変動がある方は、乗車券の利用を選択されているように思います。そこから少しずつ自家用車利用にシフトしていく傾向があるのではないのでしょうか。 利便性という観点からは、乗車券と定期券を選択できるのは良いと思いますが、バス利用を促進させる観点から、恒常的な利用が見込める定期券購入を誘導する施策があっても良いかと考えますが、助成割合等、検討されていることはありますか。
相原主査	定期券の購入にあたっては、毎年度当初、保護者の方から乗車券と定期券のどちらを購入すべきか、とのご相談をいただいております。月に20日以上バスを利用される方については、定期券を購入した方が割安になる旨お話ししています。 現在、八郎潟町までの200円区間で約4割、五城目町までの400円区間で約7割の助成を行っておりますが、事業開始以降、購入実績は減少しておりますので、次年度予算に向けて、助成のあり方について検討してまいります。
工藤委員長	他にございませんか。
小林課長補佐	福祉保健課部門で菅原アキ子議員から質問がありました、ケアハウスの入所者の村民の人数であります。ケアハウスは入居すると大潟村に住所を移すため全員が村民となりますが、大潟村に住んでいた方の入所者数といたしますと令和5年度は3名の方が入所されております。
進藤主査	続きまして、黒瀬委員の方からご質問をいただいていた老人クラブ助成費の補助金についてですが、こちらは老人クラブの数や活動の月数と、補助対象になる活動の実績などから算出される県の基準額というものがございします。市町村の補助金額などから算出される額に県の補助率2/3をかけて算出される額となります。

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	一般的には端数処理して 1,000 円単位になる補助金が多いかと思いますが、こちらの助成については、その端数処理の規定がないために、こういった細かい額まで算出される補助額になっております。 それでは次に福祉保健課の一般会計歳出について、当局の説明を求めます。
北嶋課長 小林課長補佐 進藤主査 渡辺主査 木阪主任 安田主事 佐藤主事 伊藤技師	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、福祉保健課部門の一般会計歳出部分について質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	101 ページ上から丸 2 つ目のネウボラ事業です。 このネウボラ事業を令和 4 年度より使いやすいよう、内容の条件を緩和して申請しやすいように変更していると理解しておりますが、令和 5 年度の実績はどのようなものだったのでしょうか。
渡辺主査	菅原アキ子委員のご質問にお答えします。 菅原委員おっしゃっているのが、家事支援事業のことだと思いますが、令和 5 年度の実績は 5 人の方に利用をいただいています。 令和 4 年度決算の時点で、利用実績が少ないのもっと PR するよにと いうご指摘を受けましたので、保健師さんの方に母子手帳交付のときに事業の説明をしてもらったり、訪問した際に家事支援があるのでぜひ使ってくださいというような PR をするようにしましたので前年実績を上回る結果となりました。
菅原（ア）委員	その効果が表れて良かったと思います。 今回は令和 5 年度決算ですので、令和 6 年度はどうなってるんでしょう

発言者	発 言 要 旨
	か。
渡辺主査	手元に令和 6 年度の実績がないのですが、現時点で令和 5 年度並みの利用実績程度になると予想しております。
三村委員	81 ページの下から 2 番目の地域福祉推進事業の中の福祉ボランティア団体研修支援事業費補助金ですが、2 万 9,000 円となっておりますが、いくつの団体が対象になっており、いくつの団体が補助を受けたのでしょうか。
小林課長補佐	こちらの 2 万 9,000 円の実績につきましては 1 団体の活用となっております。対象団体も現在のところ 1 団体となっております。
三村委員	団体はいくつもあると思うんですが、対象団体が 1 っていうのは、ボランティア団体はいくつもありますよね。
小林課長補佐	失礼いたしました。 対象団体につきましては現在、こちらの方で把握していませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。
三村委員	多分 10 いくつはあるんじゃないかと思うんですけど、正確な数字は私も全然わかりませんが、ボランティアの会員数が減ってきていて、団体によって、活動する予算とかが違うと思うんですけど、会費を払って、活動をしていくわけですが、会員数が減っていくと年間の活動費も自動的に減っていくので、その 2/3 を補助していただいても、研修のバス代補助もバス代が上がってきてます。2 万 9,000 円の場合は、県の補助があったのでバス代の 2 万 9,000 円で済んだわけですが、バス代も上がってきている上、会員数減ってくるので、このボランティア団体に対しての支援では、支援となっていないのではないかと思います。 ボランティアの会員数が減っていくことも課題であるということは、村の方でもそういうふうを考えられてると思うんですが事業に対してはどのように考えられるでしょうか。
北嶋課長	三村議員のボランティア数ですとかそういった会員数が少なくなっているということに関して、あと補助率ですか、そちらの方に関しては、確かに村の方ではボランティアの活動については、業務としてはなく、本来で

発言者	発 言 要 旨
	あれば社会福祉協議会で把握している事業だというふうに思いますが、こちらの方で補助している先ほど 2/3 補助というのもありましたがそれについては今年度も同じ補助率で予算化しているところです。 ですので令和 7 年度以降に向けて、庁内で検討していきたいと思います。 ボランティア数の減少もそちらについては人口も少なくなっている中、本当にボランティアの活動には頭の下がる思いではあるんですけども、募集や人数の確保等々については、社会福祉協議会とも十分連携をとっていければと思います。
黒瀬委員	93 ページの渦っ子 Baby ギフト事業に関連して、昨年度の出生者数っていうのは何名になるのでしょうか。
進藤主査	令和 5 年度の出生者数は 12 名となっております。
黒瀬委員	主要な施策の方ですが、どれがというわけじゃないですが、他の課を見ると、事業内容とともにその実績の数字が結構書かれてるんですが、福祉保健課のところは、事業内容は書いていただいています、例えばギフト事業やネウボラ事業とか、国庫あたりもできれば事業内容だけではなく、実績、実数等がいただけるとありがたいなと思いますので、今後検討いただければと思います。
進藤主査	今後主要な施策の方にも実績を載せるようにしてまいります。
三村委員	81 ページの男女共同参画推進事業ですが、この 2 万 2,000 円っていうのは、どのような内訳で、どのような内容でしょうか。
進藤主査	こちらは通信誌「あしたの風」の印刷等や講演会にかかる事務費となっております。
三村委員	お聞きしたところ年に 2 回の事業ということでしたが、2 万 2,000 円っていうと、印刷代ぐらいなのかなと思います。 事業としてはどのような事業が行われたのかということ、それから男女共同参画推進委員がいらっしゃると思いますが、委員会が年に 1 回しか開かれていない状況のようですが、年 1 回である委員によっては団体の代表が来てると思うので 4 月の段階で委員が変わったりしますよね。

発言者	発言要旨
進藤主査	それが年 1 回しか会議がないとすると新年度の事業がどういう事業かもわからなければ、最後終わるときに理解したところで、また新しい委員になってしまうかもしれないというような状態になるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。 三村委員がおっしゃっている委員会というのは大潟村男女共同参画推進委員会のことかと思いますが、こちらの委員会というのは男女共同参画社会行動計画という計画を村の方でも策定していますが、そちらの進捗状況について検討していただく委員会となっております。 ですので、男女共同参画の事業について、計画をしていったりですとか活動するという委員会ではございませんので、事業内容について委員の方々にご説明する必要はないものと考えております。 当時、事業の内容につきましては、啓発講座として 11 月と 2 月に講座を開催するものと、「あしたの風」という通信誌を年に 2 回、9 月と 2 月に発行するという事業の内容になっております。
三村委員	何年かに 1 回男女共同参画の計画は出されると思うんですけど、それがどういうふうに計画がきちんに行われているかということもあるとは思いますが、その年度ごとの初めに、やはりその事業を把握して、そしてまたそれがどのように行われたかというところを皆さんで話し合っていくということを、以前は 2 回行っていたと思います。自分でもちょっと確認していないので、すみませんが、そういうことが必要ではないかと思います。 令和 5 年度のこの事業が 2 万いくらずでしかないということは、この 11 月と 2 月に行った事業っていうのはどんな事業だったんでしょうか。
進藤主査	行われた事業は昨年度については 11 月に、県が実施する講演会と共同でタイトルは失念してしまいましたが、講演会を行っております。
三村委員	大きな市と比べると、担当課があるわけでもなく、担当者も本当に色々な仕事をやりながら、男女共同参画もやらなければいけないという状況なのはよくわかっていますが、あまりにもこの男女共同参画に力が入っていないというふうに私は感じるんですがどうでしょうか。
進藤主査	日頃から F・F 推進員の方々にはご協力をいただいての通信誌ですとか、講座の方も中心になって企画をしていただき、活動していただいております。

発言者	発言要旨
三村委員	して、大変感謝しております。 今年度についても F・F 推進員の方が中心になって、講座を考えていただき、あとは通信誌の発行にも動いていただいていますので、村としてもできる限り一緒に取り組んでまいりたいと考えております。 私今年度から F・F 推進員になってるんですが、一度も集まりもなく、どうなってるのかっていうことでお尋ねしたいことはあるんですが、どういう仕組みなのかもわからないんですが張り切って F・F 推進員にはなっているわけですがそれではこれから実際の活動が始まっていくことになるんじゃないでしょうか。
進藤主査	はい。 通信誌ですとか啓発講座についてはこれから企画していただけるものと考えております。
工藤委員長	決算に関連して聞いていただきたいと思います。 他に質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	今回のこの質問でいいのか、特別会計に出てくるのかなと探してるんですが、高齢者の見守り関係の事業として、例えば不明になって家に帰れないような方に名札をつけて見守りする事業とか、あるいは高齢者の救急通報システムの委託料の二つがあると認識しているんですが、この場で質問させていただいてよろしいでしょうか。 その実績はどのようになっているのでしょうか。
進藤主査	迷子になってしまった方の見守り QR コードですが、今のところ隔月のように広報に載せて PR はしていますが、令和 5 年度については利用されている方はいらっしゃいません。 令和 6 年度についても、1 人お問い合わせはありましたが、こちらの方もまだ利用には至っていないという状況です。 緊急通報システムについては、現在 6 名の方に利用していただいております。
菅原（ア）委員	そういうシステムがあるということを、広報などでも周知されてはいると思うんですが、やっぱり高齢者がだんだん増えておりますので、村の中

発言者	発言要旨
進藤主査	でもそういう制度をうまく利用していただければいいなと思います。 また周知されていくようお願いしたいと思います。
小林課長補佐	周知に努めてまいります。
工藤委員長	終わる前に一点よろしいでしょうか。 先ほど三村議員からボランティア数について 質問があったことについてですが、社会福祉協議会の方でボランティア 保険に加入している団体が、現在 19 団体となっております。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。
工藤委員長	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、福祉保健課部門の一般会計歳出部分についての質疑 を終わります。
工藤委員長	休憩します。(14:27) 再開します。(14:35)
工藤委員長	休憩前に引き続き会議を進めてまいります。
進藤主査	先ほど私の男女共同参画事業の歳出について報償費や印刷費と申し上げ ましたが、印刷費の方は支出しておりませんでした。 申し訳ございません。
工藤委員長	それでは、特別会計の審査に入りますが、特別会計は、歳入及び歳出を 一括で審査してまいります。 診療所特別会計の歳入及び歳出部分について当局の説明を求めます。
伊藤技師	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。診療所特別会計の歳 入及び歳出部分について質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	主要な施策のところですけど、資料の表を見ますと、患者数が前年より増えていて、1日平均の患者数もここ5年ぐらい、順調にという言い方が合っているかどうかわかりませんが、利用してくれる患者さんが確実に増えているなということで、この診療所の利用については、いい方向なのかなというふうには思っています。 その中で、その下の診療所歳入決算額の前年度比較で、前年より令和5年度の診療収入が300万ぐらい減っているんですけど、これは患者さんの内容によっていろいろ違ってくると思うのですが、何か理由があったのかなんていうふうに思うんですけど、わかる範囲でいいのでお願いします。
伊藤技師	診療収入については、保険診療収入と保険外の診療収入が含まれるのですけども、4年度の場合、コロナのワクチン接種が5年度よりも多かったことが、令和5年度の診療収入が減っている理由です。保険診療収入としてはそんなに変わってないと思います。むしろ増えているかもしれないです。コロナの予防接種がやはり大きい原因だと思います。患者数は5年度の方が4年度よりも増加しています。
菅原(史)委員	コロナの集団接種の回数が5年度はそんなに多くなかったということで、その分が多分その診療収入の差になっているんじゃないかというお話ですね。 はい、わかりました。
菅原(史)委員	診療所でいくと、雨漏りだとかいろいろあったと思うのですが、令和5年度については、この維持補修費の中で何とかなつたと、確かちょっと雨が降ると、エントランスのガラスとかあの辺から雨が漏れてくるような話もちょっと聞いたのですが、それも含めて今年度は何とかなつたということなのでしょうか。
伊藤技師	昨年度ちょっと様子は見たんですけども、やはり雨が入ってくところが多くて、今年度6年度で屋根のひさしがなかったところにひさしをつけて、雨が直接窓に当たらないようにするとか、ちょっといろいろ工夫はしてはいるのですが、何分にも老朽化が激しくて、なかなか全面的にというのは難しいところではありますが、少しずつこちらでも工夫をしながらやっているところです。

発言者	発言要旨
工藤委員長	他に質疑ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、診療所特別会計についての質疑を終わります。 次に、国民健康保険事業特別会計の歳入及び歳出部分について当局の説明を求めます。
木阪主任	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。国民健康保険事業特別会計の歳入及び歳出部分について質疑ございませんか。
三村委員	225 ページの出産育児諸費の中の出産育児一時金のところを、3 人分という説明でしたが、令和 5 年度生まれた方が先ほど 12 人と聞いたと思うのですが、そのうち国保の方が 3 人ということなののでしょうか。
木阪主任	三村委員のおっしゃる通りで、国保の方 3 名分になります。 国保世帯の方でもお母さんが社保の場合もあります。母親に支給されるものになりますので、母親も国保の方で 3 人分になっています。内訳ですが、4 月以降に生まれた方は、50 万円の支給になるので、50 万円 2 名分で 100 万円と、3 月に出産された方 42 万円 1 名分の 3 名分になっております。
菅原(史)委員	231 ページの保険税還付ですが、これ予備費を使わざるをえなかった理由があったのですか。
木阪主任	この還付金は、世帯の構成員が変わったとか転出したとかそういう理由の他に、所得を更正される方、既に申告した所得を修正された方や、申告していなかった方が申告されたことなどもあります。本来の確定申告の時期に申告しない方の部分が予測できないところがありまして、予備費を充用することになりました。本来の確定申告の時期に申告しない方というのは、税務署に申告に行かれるのですが、税務署に申告に行かれた後に、そのデータが村に来るのまでに 3 ヶ月以上かかるというところがありまして、その方の分の見込みが立てられず、今回充用することになりました。

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	要は、年度がかなり迫ってからそういうことが起きるからということなのですかね。ここに出てきてる還付っていうのは、前年度の保険税の還付という感じなのですか。
木阪主任	菅原委員おっしゃる通り、前年度の還付の人もいれば、例えば申告してなかった方というのは、一番高い所得の分類で賦課されますので、正しい申告をされれば還付されることもありますし、令和 4 年度分以前のものもあれば、人によっては 3 年度とか 2 年度とかもっと前の方までの方もいます。 ただ過去 5 年分までしか修正申告できないので、その分までのものとなります。
菅原(史)委員	その結果の情報というのは、税務署から入ってくるのですか。
木阪主任	eLTAX という、税務署と市町村の税を計算するシステムで、伝送されることになります。民税担当に最初に連絡が入り、住民税を更正して、そのデータをもとに、国保税や介護、後期を全部計算し直しているという形になります。
黒瀬委員	歳入の 209 ページですが、不納欠損額と収入未済額があつて、その下に過年度は書いてあるのですが、人数と内訳を教えてください。
木阪主任	不納欠損額は 1 名分になります。この方は生活保護を受けておりまして、この度不能欠損となりました。 収入未済額の方は、人数はわからないのですが、54 件分になります。
黒瀬委員	54 件で 54 世帯という意味でしょうか。
木阪主任	件数ですので、世帯数ではないのですが、詳しい数字は税務会計課で把握しておりますので、後で回答してもよろしいでしょうか。
北嶋課長	補足させていただきます。 国保税の場合は、年 4 回納期がありますので、あと世帯で何期分という積み上げの 54 件という形です。年度が長く納めてない年が長ければ、その分

発言者	発 言 要 旨
	件数が多くなるというふうになります。 詳細は税務会計課に確認して回答させていただきたいと思います。
黒瀬委員	要するに、今のでいくと、例えば1人1世帯の方が1年間丸々払わなかったとすると、4件という納付の件数という意味ですね。 わかりました、ありがとうございます。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、国民健康保険事業特別会計についての質疑を終わります。 次に、介護保険事業特別会計の歳入及び歳出部分について当局の説明を求めます。
佐藤主事 近藤保健師	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。介護保険事業特別会計の歳入及び歳出部分について質疑ございませんか。
大井委員	263ページの返納金1,591万2,239円っていう、これはどういう性質のもので、こういうのが返納されるかっていうのがよくわからないもので、教えていただければと思うのですが、国に返納するってことなんですよ。
佐藤主事	国と県に返納する返納金です。前年度分の実績が固まったところ、多く支給されていた分を国と県に返納しました。
大井委員	これだけ多くの金額があらかじめ支給されるということなんですか。なんかすごい多くの金額が動いてるなと思うのですが。
佐藤主事	国の方で、伸び率などを含めた介護給付費というものが提示されて村に支給されるのですが、それは村の実績とかけ離れる場合がございます。ですので、このような大きい金額になってしまう場合がございます。

発言者	発 言 要 旨
角田主事	年度の最初に国の方から内示額が示されておりまして、その内示額というのが、介護給付費の前年度の実績に、過年度分からの伸び率等を計算式に盛り込まれた額で内示がされております。その金額というのが、実際の村の介護給付費と大きくかけ離れている場合、今回のような大きい額の返納金が発生する場合がございます。また地域支援事業補助金の返納金に関しましては、あくまで予算額ベースで補助金の申請をしているために、実際に実績が固まった際に返納金が発生しております。
大井委員	1,500 万っていうお金は実際に何に使う予定だったのですか。
角田主事	実際に 1,500 万という返納金が発生しているのですが、内訳としましては介護給付費負担金と地域支援事業補助金の返納金の国分と県分の返納金となっております。 介護給付費負担金については、先ほど歳出部分の 2 款の部分にあります保険給付費になります。そちらは介護サービスを使った方々に対する介護保険給付費になるのですが、そちらについて国と県と市町村と介護保険料といった形で負担割合が決まっております。その負担割合の国分と県分についてが介護給付費負担金といった形で歳入部分として入ってきております。 地域支援事業補助金につきましても、地域支援事業を実施するにあたって国分、県分、市町村負担分といった形で負担割合が決まっております、その国分と県分のところが補助金として歳入として入ってきております。 その後、実績が固まった際に返納金が発生し、こういった金額の返納金が発生したといったご報告になっております。
大井委員	それは村で申請して給付されるのではなくて、あらかじめ国と県の方で見込みで給付して返すっていうのを前提でやられるというシステムという理解でいいでしょうか。
角田主事	あらかじめ県と国から金額が示されるのはおっしゃる通りなのですが、返すのが前提かと言われるとそうでもなくて、介護給付費が伸びた場合、追加で翌年もらうことになる場合もあります。 令和 5 年度の介護給付費負担金の国分については、追加で 400 万円ほど支給される予定です。

発言者	発 言 要 旨
大井委員	年によって大きくばらつくということで理解したいと思います。
菅原(ア)委員	258 ページ 259 ページの認知症総合支援事業費ですが、当初予算が 43 万円から補正で 9 万 2,000 円の減、そして 33 万 8,000 円になっているのですが、執行率が 71.2%とあります。まず、この認知症高齢化になりますと、そういう傾向があるということで、そういう認知症になっても暮らせる村作り、優しい村作りということで、いろんな取り組みが行われているわけですが、この業務委託料の 18 万 1,500 円というのは、この業務を委託するための費用だと思うのですが、例えばこの報償費の 2 万円とか講師謝礼とか出てはいるわけですが、この内容ですね、ちょっとお願いしたいと思います。
近藤保健師	委託料につきましては、ピーベリーに委託して行っている認知症カフェの事業の委託料となっています。 報償費につきましては、認知症初期集中支援チームを市町村にて設置していて、サポート医を杉山病院の猪股先生に依頼していますので、その報償費となっているのですが、事例がなかったため認知症初期集中支援チームの活動がなかったため報償費としては使っていない状況になります。
菅原(ア)委員	内容が違ってるということですよ。ピーベリーの児玉さんがやられている業務と、また講師の方とかそういう関係、そしてこの 71.2%という執行率もわかるのですが、当初のこの補正 9 万 2,000 円の減になった理由というのは何なのでしょう。
近藤保健師	先ほど申し上げました認知症初期集中支援チームの活動がなかったため報償費を補正で減額しております。 あと講習会や会議等もオンラインで行っており、旅費等もあまり発生しなかったため、使わない分減額補正しております。
齋藤委員	260 ページの 5 款の積立金のところなのですが、当初予算額で 5,000 円計上して補正予算額で 200 万となっておりますが、これは突然上がってくる性質のものなのかということだけ、ちょっとご説明をお願いします。
佐藤主事	歳出歳入の見込みが出たときに、その差額分を 3 月補正で積み立てるも

発言者	発 言 要 旨
工藤副村長	のになっております。 一般会計も全てそうなのですが、2月になりますと、大体歳出の見込みが立てられるわけです。そうした場合に、歳入の総額とのその差額が出てくるわけですね。そういった場合に、その差額を聞き、いわゆる貯金するというシステムで運営しているということです。
齋藤委員	初めから積み立てる額が決まってるんじゃないくて、あくまでも差が確定してからそれを積み立てるということから、こういうふうな決算額になるという理解でよろしいですか。
工藤副村長	齋藤委員のおっしゃる通りです。
松雪委員	249 ページ下段の介護認定調査費等 79 万 9,794 円について、ちょっとわからないので内容を詳しく説明していただきたいと思います。
佐藤主事	こちらの予算ですが、要介護認定に係る認定調査というものの手数料ですとか、主治医意見書を作成する場合にかかる委託料等で構成されております。
松雪委員	ということはこれは、先生にかかるということになるのでしょうか。それとも、その調査をするときに、各個人の方に何か調べるときにかかる費用ということになるのでしょうか。
佐藤主事	委託料が調査にかかる費用となっております、認定調査員にかかる費用となっております。 手数料が主治医意見書を作成する際にかかる費用となっております。被保険者の方の負担はありません。
松雪委員	調査の内容というのはどのようなものなのでしょうか。
近藤保健師	認定調査の内容については、ご本人様の体の状況を聞き取り、調査員の目視で行います。体の麻痺や拘縮や歩行状況と日常生活動作、食事や排せつ、入浴などに介助を要しているか、どのような介助が必要となるかというところを調査しています。

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	250 ページ、保険給付費の件ですが、主要な施策の方を見ると、介護給付費全体では前年に比べて増えているということは感覚的にはわかるのですが、これは要支援要介護に認定された方が増えているのか、それともサービスの内容で金額が増えているのか、その両方もあるかもしれませんが、その辺の傾向を教えていただくのが 1 点と、あと介護認定されている方の推移っていうのかな、令和 5 年度は 4 年度に比べてどうだったのかっていうのも教えていただければと思います。
佐藤主事	まず最近の要介護認定者数の状況についてご説明させていただきます。令和 4 年の認定率は 13.9%となっておりまして、令和 5 年の認定率は 14.7%と緩やかに増加しております。人数の方は令和 4 年度は 134 人、令和 5 年度は 140 人となっております。 傾向といたしましては、要介護 1 の人数が令和 4 年度は 29 人であるのに対して、令和 5 年度は 38 人と増加しております。
角田主事	給付費の増についてなのですが、昨年と比べまして保険給付費が大幅に増加しております。 要因としましては、短期入所生活介護、つまりショートステイの部分で、ざっくりですと 1,200 万、1,300 万ほど、そこだけで増加しております。 人数といたしましても、月平均で言いますと令和 4 年度は 13 人程度だったところが、令和 5 年度は 19 人程度まで月の利用人数の平均も増加しております。 そういったところから、介護サービスを利用される方が増えておりまして、全体的な増になっております。
菅原(史)委員	傾向としては増えていて、あとやはり要支援から要介護になってしまう傾向も多くなっているのかなとは思いますが、そこはどんな感じなのでしょう。
角田主事	要支援から要介護に上がる方が多いかといいますと、そういうわけでもなく、令和 4 年度から令和 5 年度については要支援の方の方が人数増加しています。特に要支援 2 の方が増加しています。 要介護の介護度が重い方については、要介護 1 ないしは 2、3 から 4 に上がったという方が傾向として見られるような状態です。

発言者	発言要旨
工藤委員長	他に質疑ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、介護保険事業特別会計についての質疑を終わります。
工藤委員長	休憩します。(16:11) 再開します。(16:19)
木阪主任	国保特会の際に黒瀬委員からの質問で、滞納分の何世帯の案件分かということですが、9世帯54件分になります。
工藤委員長	次に、介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出部分について、審査に入ります。当局の説明を求めます。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出部分について質疑ございませんか。
三村委員	281ページの公債費のところですけど、この公債費はひだまり苑建設のためのものですか。
小林課長補佐	こちらの公債費につきましては、令和元年に空調関係の工事を行い2,587万1,000円、また令和2年に給湯設備、こちら1,605万8,000円、また令和3年には自家発電機で130万円と1,000万円の起債を起しておりまして、こちらの償還になっております。 また、ひだまり苑建設の償還につきましては終わっております。
松本委員	主要な施策の方に平均利用状況の表があるのですが、先ほど菅原委員がおっしゃったようにコロナの影響というか、コロナが5類で解除になったの去年の4月でしたっけか、5月でしたっけ。グラフを見ていると、コロナ期間の間はショートステイとかそういったところは控えていたのかなと思うのですが、表ではショートステイとか逆に、令和5年の方がちよっ

発言者	発 言 要 旨
小林課長補佐	と減ってるみたいなんですね。感覚的には、ちょっとコロナの期間は控えてたので、去年の辺りはそこら辺から復活して利用が増えて、そういったところが出るかなと思ったら、あんまりそこまで出てないですけど、体感的にはそっちの方が増えてるような気がするんですけど、表とはちょっと違うので、どうなのかなっていうことをお聞きしたいと思います。 表には出ておりますが、やはり施設からはデイサービス等の利用はコロナの影響を受けたということは聞いておりました。 最終的にトータルしたときに若干の差が出たのかなと感じております。
菅原(ア)委員	毎年のように伺う機会があるのですが、ひだまり苑の今の入所状況ですね、例えばやっぱり高齢の方とかちょっと近い人たちがひだまり苑に入所されているというのを聞きますけれども、よく入れたねとか待っているのになかなか入れないとか、あるいはあまり近いので、大潟村には入りたくなくて、よその方に行っているとか、いろんな状況を伺っているわけですが、待機している人の割合とか、そういうのはどういうものでしょうか。
小林課長補佐	入所待ち等の待機の状況等についてはこちらの方で把握していないので、後ほど施設の方に確認してわかる範囲でお答えさせていただきたいと思います。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、介護サービス事業特別会計についての質疑を終わります。
工藤委員長	次に、後期高齢者医療特別会計の歳入および歳出部分について、当局の説明を求めます。
佐藤主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
松本委員	293 ページの延滞金について、これは年金から天引きされるって、これ毎年ちょっと聞くことで、本人が後期高齢者になったことを気づかずに納付が遅れるとかそういったことで、延滞金が発生したのかなと思うのですが、今年もそういった形で延滞金が発生したってということなののでしょうか。
佐藤主事	この延滞金ですが、75 歳に到達しまして、保険料を当初は納め忘れがあったかもしれないですけども、こちらから忘れてる方に督促状や催告状を出させていただいて、それでも納めていただけなかった方にこの延滞金がかかっているということです。うっかり忘れてはないということになります。
松本委員	その前の 291 ページの督促手数料 27 件ということを知っていたので、そうするとこのうち何件かは、督促でも納めてもらえなかったということですね。 ただしこれ、後期高齢者のこの料金って、年金から天引きじゃなかったでしたっけ。現金で納付するのと、天引き両方あるんですでしたっけ。そうすると、徴収漏れってことは現金で納めている人で、どっちもあるとしたら、支払ってもらえないって可能性もあるんですね。 ということはこの 27 件のうち、督促にさせていただいて、延滞金ということで払っていただけなかった人は何名でしょうか。
佐藤主事	後ほど調べてお答えさせていただきます。
川渕委員	いわゆる、保険料は年金をもらうときに年金から差し引かれるっていいですか、そういう関係でどうして延滞金が発生するような場合になるわけでしょうか。
佐藤主事	川渕委員のおっしゃる通り、特別徴収から差し引かれる方は基本的に延滞ということはないのですが、その特別徴収から差し引かれている方で所得が大きく変わったりする場合、普通徴収になる場合がございます。そうになると納付書ですとか、口座振替で保険料を納めるということになりますので、その場合は支払いをしないということがあり得るということになります。

発言者	発言要旨
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、後期高齢者医療特別会計についての質疑を終わります。
小林課長補佐	先ほど介護サービス事業特別会計で菅原委員からご質問のありました、ひだまり苑の待機人数の状況ですが、今施設の方に確認しましたところ 20 名ほどいらっしゃるということです。50 床あるところ今は満床というところに、20 名ほどの待ちがあるという状況のようです。
菅原(ア)委員	この 20 名というのは、村民に限らず、周辺の方もということですか。
小林課長補佐	村民の方も数名入っているということでしたので、村外の方も含めて合計で 20 名ほどいるという報告を受けております。
菅原(ア)委員	村民感情とすれば、もちろん村が建てたひだまり苑ですし、備品とかそういうのも全部村が賄っております。運営が正和会ですので、必ずしも村民を優遇するわけではないんですけれども、やっぱり高齢者の方からいろいろ聞きますと、村民がもう少し優遇されるような特養の施設であってほしいという要望はあります。前に確かデイサービスとか、そういう利用者には優先的な配慮があるようなことも伺ったのですけれども、今現在、村民が希望すれば入れるような対応っていうのは、どのように考えたらよろしいのでしょうか。そういうふうな村としてのお願いみたいなことできないのでしょうか。
工藤副村長	基本的に他の周辺町村もそうですけれども、皆さんその地元の人が入ったり、町の施設に町外から入ったり、お互い様に入所していますので、そのあたりはやっぱりお互いに助け合っていくことも必要と思っています。
工藤委員長	休憩します。(16:47) 再開します。(16:51)

発言者	発 言 要 旨
工藤副村長	入所のことについてですが、入所の優先順位はあくまでも要介護度の高い方が優先となります。入所にあたっては入所判定会議のなかで介護度ですとか介護者の状況を見て決めていただくことになるかと思いますので、よろしくお願いします。
佐藤主事	松本委員のご質問にお答えさせていただきます。延滞金がかかったのは1件だけでございまして、約9万円の保険料を約3ヶ月間未納した結果、1,400円の延滞金がかかったということでございます。
工藤委員長	休憩します。(16:52) 再開します。(16:53)
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	以上で福祉保健課部門についての質疑を終わります。
工藤委員長	本日の審議はここまでとし、9月24日火曜日午前9時から再開いたします。
工藤委員長	休憩します。(16:53)

令和 6 年第 7 回（9 月）大潟村議会定例会
令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会 会議記録
【 生活環境課 】

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 19 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第 1 会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 9 月 24 日（火） 9:00 ～ 11:37		
出 席 委 員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原 アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出 席 職 員 (10 名)	【特別職】		
	【監査委員】		
	【議会事務局】		
	副村長 工藤 敏行	代表監査委員 佐々木秀樹	事務局長 近藤 綾子
	【生活環境課】		
	課 長 薄井 伯征	主 査 荒関 智彦	主 査 平ノ内 亮
	主 査 佐藤 洋平	主 事 小野 舜	主 事 穴戸朱希子
	主 事 三浦 紳		

付 託 事 件	認 定 第 1 号 令和 5 年度大潟村歳入歳出決算認定について
---------	----------------------------------

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開いたします。(9:00)
工藤委員長	それでは、生活環境課部門の審査を行います。はじめに一般会計の審査を行い、その後特別会計の審査を行います。それでは一般会計の歳入部分について、当局の説明を求めます。
荒関主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。 歳入部分について質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	23 ページの村営住宅使用料 4 名分の収入未済についてですが、どういう内

発言者	発言要旨
平ノ内主査	容なのでしょうか。 収入未済の4名分について、令和5年度分の滞納分が28万9,500円で、4年度分が5万1,000円の合計34万500円となっております。現在は4名のうち、2名分に関しては滞納が解消されております。1名の方に関しても、今月中に完納予定でお話ができております。残りの1名の方に関しては、前年度からの滞納している方になりますが、既に退居しており、村外の施設に入所しております。体調を崩しておりますので、身元引受人のとなる団体の方と交渉しながら、収入未済の解消に努めてまいりたいと考えております。
菅原(ア)委員	今いろいろ伺ったわけですが、まだ何名かはいらっしゃるようですが、その要因というのはどのようなことあるのでしょうか。
平ノ内主査	皆さん口座振替の契約をされており、その中で滞納が発生してしまっている状況ですので、引き落としの段階で口座にお金がなかったこととなります。皆さんとお話すると、どうしても経済的にちょっと苦しいというのは口を揃えておっしゃいます。 ただ、村営住宅の家賃設定の中では一番低い金額となっており、これ以上どうしようもできない状態でありましたので、分割でも良いので入金してくださいというようなことで交渉してきた経緯があります。
菅原(ア)委員	分かりました。
川渕委員	今の問題の関連なのですが、いわゆる本人を入居させるときに、連帯保証人というのはつけてないのですか。
平ノ内主査	連帯保証人をつけて入居していただいておりますが、施設に入所されている方に関しては、連帯保証人が親族の方になっており、連絡が取れない状態になっております。引き続き、連絡をしていくことにはなりますが、身元引受の団体の方もおり連帯保証人の電話番号もありますので、そちらの方とも交渉し滞納の解消を目指して行きたいと考えております。
菅原(ア)委員	45ページの太陽光発電設備、余剰電力収入が前年に比べて少なくなっております。価格が高いフィットで売電期間が3年度で終了し、4年度からの価格が安くなっていることは認識しておりますが、それでも4年度と比較して

発言者	発言要旨
佐藤主査	も 25 万円ほど少なくなっていますが、その要因は何でしょうか。 昨年度、フィット期間が 1 ヶ月だけ残っていたはずですので、その分が大きな要因かと思います。あと、天候の部分も少なからずあると考えているところです。
菅原（ア）委員	はい、分かりました。
菅原（史）委員	先ほどの住宅使用料の件なのですが、監査意見書の方にその件についての指摘があって、これを読みますと、定期的な収入状況をチェックするなど適正な事務執行を望むとなっていて、滞納者に対する徴収訪問や催促の記録は残していないということなのですが、これはどういうことだったのか、説明いただきたいと思います。
平ノ内主査	滞納者の方に関しては、不定期ではありますが目処としては 2 ヶ月に 1 回程度訪問をするようにしておりました。 職員 2 人で対応はしてはいたのですが、それを記録として残すということはしてなかったのが、記録をしておくようにという指導をいただいたところであります。 面会できるときとできないときありまして、面会できないときは 4 ヶ月程度空いてしまうこともありますので、その間で収入状態を把握できていない期間がどうしても長くなってしまいますので、そういったことも含めて何らかの改善をするようにという指導をいただいたところであります。
菅原（史）委員	わかりました。 指導をもらって、どのような対応をする予定なのですか。
平ノ内主査	すぐできることは対応記録ですので、それは行います。 あとは昨年度今年度とこういった滞納者を残してご迷惑をおかけしていることは事実でありますので、未納が発生した時点ですぐに訪問するなど、早期の解消を図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
菅原（史）委員	別に取り立て屋じゃないので、そうそう高圧的にやる必要はないと思うのですが、ただやっぱりコミュニケーションをとって行って、次こちらの事情も話してってというようなやり取り、訪問をすることが大事だと思うので

発言者	発言要旨
	皆さんお忙しいでしょうけど、そういう対応をした方がいいのかなっていうふうに私自身も思います。 やはり記録の方は残しておいて、のちのちのためにもなると思いますのでそちらの方もお願いしたいと思います。
平ノ内主査	ありがとうございます。おっしゃる通りでありますし、コミュニケーションを取ることが一番だと思いますので、そういったことを日頃から心がけて対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
黒瀬委員	関連してなんですけれども、一点は収入未済ということで残っているような感じにはなって、今後も回収を続けていくということなのですけれども、これはもう継続してずっとやっていくということなのか、どっかでは難しければ欠損にしていくのかっていうのは、何かそこに基準があるのでしょうか、というのが一点。あと、民間もどうなのかわからないのですけれどもおそらく、連帯保証人と連絡取れないっていう方に関しては、おそらく長期間村営住宅に入っていて、という話だと思うのですけれども、連帯保証っていうのは、入居時の話なのですが、例えば途中で確認して、難しければ変えとかいうのは、今後のことを考えると、何かしらやりよう、そういう必要があったと思うのだけど、そのあたりは何かご存知でしょうか。
平ノ内主査	当然欠損にならないように督促等を継続していくのが前提ですが、欠損となる場合は議会の議決事項になりますので、当然そうならないように滞納解消に努めていくことが必要であるということでご理解ください。 保証人の変更はできるのですけれども、こちらの方に関しては、親族の方と入居していたのですが、さらに家庭の状況に変化があり、身寄りがいない状態となっていました。保証人は親族であったため、保証人を変えるということもちょっと難しい状況でありました。引き続き、保証人になっております方と連絡が取れるように努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
黒瀬委員	分かりました。この、その方に限らずの滞納が上がってきた段階で、連帯保証人が連絡取れなくて、連帯保証人を新たにつける話になったときに、滞納が積み上がった状態でなかなか連帯保証人を探すっていうのは難しいと思うのですけれども、それ以外の村営住宅を利用されている方も含めて何かそこ辺りってどうしようもないものなのですか。例えば定期的に確認して

発言者	発言要旨
平ノ内主査	連帯保証人をしっかり変えていただくというのも、やはり難しいのですか。 民間等も含めてどんなやり方があるのかも含めて、何かそこあたりうまく考えていただきたいと思うのですけれども。 3ヶ月滞納になった場合は退居勧告という規定はあります。ただ、今回の場合は、住宅困窮者でかつ生活保護も受給されているということで、なかなか退去というのも難しい状況でありました。先ほど菅原委員のご質問にお答えしたときに早期にお会いしてという話をしましたが、万が一そういうケースがあった場合は、当然訪問して入居者の方の状況は確認することや、保証人になられている方の状況等の把握、保証人に対する説明等の対応をしていきたいと考えております。その中でどうしても保証人の方も含めて厳しいということであれば、保証人の変更も選択肢になってくると考えております。
松橋委員	関連して、同じこと何回も聞いて申し訳ないですけど、今のやり取りを伺っていて、かなりの時間を取られているのではないかなと思いました。これ、例えば家賃保証会社を通すとか、何かその手数料払ったとしても、今の取り立てのような業務、連絡取れない人と連絡取るように努力するとかといったことをするよりも早いのではないかなとも思うのですけど、そういう選択肢は公営住宅としてはないものなのですか。
平ノ内主査	他市町村でそういったことをやっているかどうかという事例は持ち合わせておりません。ここ2年、滞納が発生しており特に3年ぐらい前に、今の令和4年度から滞納が続く方のご親族の方がお亡くなりになってというタイミングと重なってくるところでありますので、業務の繁忙さというのを理由にというよりも、タイミング的にそういったことが重なってしまったというのが今回の事例であり、それ以外の入居者の方は当然のように決められた日にお支払いいただいておりますので、当面の間は村の方でしっかりと管理していければと考えております。
松橋委員	稀なケースであるから、そこまで何か変えようというところまではいかないでしょうか。
平ノ内主査	今のところはそういった形で対応していきたいと考えています。

発言者	発言要旨
松橋委員	はい、分かりました、ありがとうございます。
川渕委員	公営住宅には保険っていうのはないものではないでしょうか。民間の場合は、本人が払えない場合には、保険会社が払ってくれる制度もあって、そういうのに加入していただいて、入ってもらう場合も民間があるわけですので、公営住宅への適用はどうか、お尋ねします。
平ノ内主査	今のところは保証人のみがついていただいて、入居を許可するという形にしておりますので、保険等に入っているわけではございません。もしこういった事例がたくさん出てきてしまった場合は、そういったことも考えなければいけないのかなと思っておりますが、今のところは保険等に村として加入するということは考えていません。
黒瀬委員	28・29 ページの環境エネルギー費補助金なのですけれども、備考欄の繰越明許ですけれども、残りは今年度の分という理解でよろしいでしょうか。
佐藤主査	まず、この再エネ推進交付金についてですけれども、昨年度執行した金額については全て令和4年度から令和5年度への繰越明許の分となります。 令和5年度の新規の内示がありませんでしたので、まず令和4年度分を使うことということで、こういった金額になっています。令和5年度分の内示については、年度途中、どうしても蓄電池の事業が令和4年度分に含まれていなかったため、そこだけお願いしまして、2億2,230万円蓄電池の事業を実施してそちらの分については、令和6年度に繰り越しをして、今現在蓄電池がようやく入ってきたというような状況でございます。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、生活環境課部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。
工藤委員長	次に、一般会計の生活環境課関係の歳出部分の審査に移ります。それでは、一般会計の生活環境課関係の歳出部分について当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
三浦主事 荒関主査 平ノ内主査 佐藤主査 宍戸主事 小野主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。
菅原（ア）委員	103 ページの八郎湖水質改善対策事業についてですけれども、決算額を前年度から比較しますと、大きな増額になっていますが、新たに取り組みをした人が増えたのでしょうか、それとも既に取り組んでいた人が面積を拡大して、のが原因でしょうか。ご説明いただきたいと思います。
佐藤主査	こちらの無代かきの助成についてですが、3 年間継続すると対象から外れていく事業になります。昨年度の増額の要因としては、GPS 田植え機の普及による取り組み者の増加が大きな要因と分析しているところです。 令和 6 年度もその傾向が見えておりまして、徐々に取り組みが拡大しているというのがこちらの分析でございます。
菅原（ア）委員	取り組みをしている人が増えているということは、面積も増えていっているということですか。
佐藤主査	面積も増えております。新たに取り組む方が無落水移植を選択して取り組む方が大半でございまして、全面無落水という申請が増えている関係で、数字が増えているというところでございます。
菅原（ア）委員	人数が増えているのはわかりますけれども、その取り組んでいる面積というのはどのくらいのものでしょうか。
佐藤主査	1 人当たりの面積については、資料を持ち合わせてないので後ほど計算して報告いたします。
黒瀬委員	今の質問に関連してなのですが、面積は拡大して無落水も含めて、面積を拡大しているのここあたりっていうのは、まだ単年なので難しいか

発言者	発言要旨
佐藤主査	もしれないのですが、水質改善の効果として、何か結果としてどう見えて評価されているのか、そこあたり県の方になるかもしれないですけど、どのように考えているのか教えていただければと思います。 定量的な効果というものは、調べきれてないというのが実情ですが、実際我々と県と一緒に現場確認を行っていますけれども、無落水圃場の水については、泥が沈んでいる状態で水を入れたばかりの田んぼと比較すると明らかに水が綺麗という感じはしております。少なからず全体に対して少量ではあるのですが、取り組んでいる部分については、排水路の泥の体積とか減っているのではないかとというのが、個人的な見解です。
黒瀬委員	おそらく単年で出るものではないので、長期的に以前からやられていますけれども、この先やっていく中での件も含めて、無落水か無代かきといった取り組みの評価っていうのはされていくという理解でよろしいのですよね。
佐藤主査	全体的な計画の中で数年に1回評価を行っておりますので、その中で出てくるものと認識しております。
菅原（史）委員	関連なのですが、確かに面積は増えているというお話なのですが、当初予算は950万で組んでいたと思うのですが、当初の見込み等と違った理由は当初の見込みよりは面積拡大しなかったというふうに見えるのですが、その辺についてはどのぐらいを予測していて、実際には増えているにしろ、当初の見込みより少なかった要因は分かりますか。
佐藤主査	確かに当初予算のときに少し多めになっているのですが、県の方でも予算を落とすと、次つかないという実情がございまして、多めに要望実績を見込んで取っているというのが実情でございます。しかしながら、令和6年度については多めにとってはいたものの、予想以上に増えすぎて、単価1000円を割るっていう状態になっておりますので、加速度的に取り組みが拡大している現状です。 あと先ほどの質問の答えとも関連するのですが、1人当たりどのぐらいの面積ということで令和5年度の実績ベースで計算したところ15.8ヘクタールが平均取り組み面積となっております。
菅原（ア）委員	1人当たり15.8ヘクタールということは、以前今増えている方で前は1人

発言者	発 言 要 旨
佐藤主査	当たり 15 町歩が普通でしたので、本当にあの全面積に取り組んでいるというふうな理解になりますけれども、この傾向は今後とも増えていくということでしょうね。 増加していくと予想はしていますが、3 年間の取り組み後、交付対象から外れますので、これ以上はあまり大きく予算額が膨れるってということはないという想定でございます。
菅原（ア）委員	3 年間は補助が出るということであれば、本当に水質を考えて、大潟村のそういう県のそういう事業も合わせた長期的な目で協力していくという方もいるでしょうけれども、3 年間というのがやっぱりネックになるのではと思います。その後の取り組みについては、県に準じていくということでしょうか。今後とも、県とは別として村として独自に無代掻き等に対して推進していくということの考えでしょうか。
佐藤主査	現在のところは県との共同の取り組みということで、これまで協調助成を行っておりますので、足並み揃える形で実施していくと考えているところです。
松本委員	2 点ほどお聞きします。まず 107 ページの環境監視員を今一度確認です。監視員というのは、堤防道路を見らと思うのですが、中の農地とかも確認するのでしょうか。
宍戸主事	環境監視員は名前としては監視とついてはいますが、巡回だけではなく、不法投棄物を発見した場合には回収もしていただいております。 月 3 回、現在は 7 名の方が活動しております。堤防沿いもやっておりますのですけれども、主に県道中心となっております。八竜方面や琴丘・男鹿方面の方も 4 つぐらいのグループにわかれて行っております。
松本委員	ということは、中の県道以外のっていうか、そこら辺は監視する対象にはなっていないということですかね。
宍戸主事	対象になっていないというわけではなく、例えば総中内もゴミが多ければ活動するのですが、県道の方が投棄されるゴミが多いので、そちらがどうしても中心になっております。ただ、雑木処理した後ですとか不法投棄

発言者	発言要旨
松本委員	が多い箇所などありましたら担当と環境監視員の方で打ち合わせを行い、不法投棄が多発している部分に関しては重点的に行っていただいているときもあります。 はいわかりました。 135 ページの中ほど上の方ですね、毎年ちょっと話はさせてもらっているけど、村長・砂利道保守管理委託料が4年度に比べて900万ぐらい上がっているのですが、これは請負の単価が上がっていたのか、他に行ったのでしょうか。結構昨年度に比べて2割ぐらい上昇しているのでその理由を教えてください。
小野主事	まず1点目としましては、単価が上がったことが一つの要因となります。もう一つとしましては、昨年度に方上の一部路線が低くなっている部分がありまして、その嵩上げを行っております。そのため、事業費が上がっているということとなります。
松本委員	分かりました。毎年同じように村道・砂利道について質問していますが、砂利道の両脇から草が繁茂して道路狭くなっていく箇所があるように思います。雑草の繁茂により、幅員がせまくなり、法面が盛り上がり排水機能の低下が見受けられます。以前は砂利道が広がったと思うのですが、雑草の繁茂で有効幅員が狭くなっており、さらには法面の盛り上がりにより、排水機能が低下し、道路の傷みが発生しています。そのため、除草と法面整形を行わないと適切な維持管理につながらないと思います。現状、穴が空いているところや、水たまりの箇所が見受けられますし、車両がすれ違えないところもあります。碎石を入れてグレーダーをかけても水がたまった場所に車が走ってまたすぐに穴になってしまう、このような問題を解決するよう受注者と協議を行うなど適切な維持管理に努めていただきたいと思います。
小野主事	砂利道に関しまして、再度現場を確認させていただきます。砂利道の維持管理とは別に集落地外の除草も行っていますので、除草後にグレーダーをかけるなど、受注者と協議をしながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。委員からもご指摘ありましたように、村民の方からも幅員が狭くなっているのご指摘をいただいておりますので、再度受注者と打ち合わせをして、適切な維持管理について検討させていただきたいと思います。

発言者	発言要旨
松本委員	かさ上げを行えば、排水機能は回復すると思いますが、相当量を入れないといけないと思いますので法面整形を行うのが効率的かと思います。 法面整形であれば、グレーダーで対応可能だと思いますので検討をお願いいたします。毎年土地改良区で幹用のところが排水路気味に掘ってあるので、幹用側の法面整形によって排水不良が軽減されると思いますので検討していただきたいなと思います。
三村委員	141 ページの防災基盤整備事業について、個別受信機が聞こえるかどうか、村民に確認したところ聞こえていない人がいるとのことでした。故障の疑いの場合は戸別受信機の修理も受け付けていると思うのですが、結局は夜とかは下に置いてあるので 2 階で寝ていると全然聞こえないし、今 LINE が非常に便利で、あとで LINE を確認するとこういう内容だったのだなということがわかるので、LINE を活用することの方で、情報もきちんと伝わっているのではないかという感じもするのですがそのあたりはどうでしょうか。
小野主事	現状としまして、戸別受信機の聞こえが悪いといった方にはアンテナをお配りして電波の状況を改善しているところです。また、窓口にお越しいただいて、受信機に不備があるかを役場で確認をしております。お越しいただいた際には現状ご自宅に一時的に戸別受信機がなくなるわけですので、村から公式 LINE での防災無線で放送した内容を流している旨をお伝えしています。
三村委員	対応方法は理解しましたが、村民に伝わっていないかと思いますので、LINE での情報提供についての周知をどのように考えているのでしょうか。
薄井課長	防災や緊急情報も含めた情報提供のあり方ですが、まず村としては基本的に防災行政無線、それに LINE だったりホームページだったりといった二つの方法を考えております。 LINE に偏ってしまうと、どうしても職員の操作も必要でありますし、LINE のお友達の登録者数が 600 人程度と記憶しているのですが、村民全員に情報が本当に行き渡るのかと考えると、現段階では、そこまで至っていないと思います。防災行政無線できちんとまず情報をお伝えしながら、それと併せてそれと同じ内容をホームページだったり LINE で、お伝えして住民に周知をしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

発言者	発言要旨
菅原（ア）委員	関連ですが、防災行政無線について、すごくよく聞こえるときと全く聞こえないときがあるのですが、どのような理由が考えられるのでしょうか。無線が聞こえないといった問い合わせとかは村の方に来ていますか。
薄井課長	防災行政無線が聞き取りにくいというような声はございます。ただその原因につきましましては様々な要因が関わっているので、今の時点では特定は難しいと思っております。防災行政無線について保守点検も行っておりますが、正常に機能しているというような形であります。 ただ音声というのは空気の振動ですので、何か例えばちょっと風が強くて防災林とか木が揺れることによって、空気の流れが遮られてしまったとかそういういった要因もあるのかなと思いますし、たまたま家の中全部窓が閉まっていたなどの状況もあるのかもわかりません。現時点で、その原因を特定するのは非常に困難な状況でありますけれども、いずれ聞き取りにくいというような声があった際には、その都度まず保守事業者に相談をしまして、具体的な対応がとれるということであれば、取ってもらおうかと思っておりますが、なかなかそこまで至ってないというのが現状でございます。
菅原（ア）委員	聞き取りにくいという声はやっぱり村民からいただいて、聞こえるときと聞こえないときがあるとのことでした。今の課長のお話でよくわかりました。 防災行政無線とはまた全然違うのですけれども、ちょうど受信ということをお願いしたいのですが、朝の村民歌について、テープが緩んでいるのかどうかかわからないのですけれどもすごく変に聞こえます。せっかくの村民歌が悲しげに泣いているように聞こえてきます。そのことに関しては、どのようにお考えでしょうか。認識はされているでしょうか。
薄井課長	防災行政無線で流している村民歌ですが、テープではなくて、既に別の音源からデジタルに変換して流しているものなので、今の防災無線になって音質が劣化したということは考えにくいと思っております。ただ、音程が変でないかということについて、確認をしてみたいと思いますのでよろしく願いいたします。
菅原（ア）委員	よろしく願いいたします。先ほどの答弁でしたけれども、防災行政無線に不具合があった方に対しては、役場の方にお持ちいただいて点検とかして

発言者	発言要旨
小野主事	いただいてアンテナを配っている、ということを村民にもお話してもいいということですね。 はい。現状としまして、そのような対応をさせていただいているところです。村民に伝わっていない部分もあるかもしれませんので、また再度広報などを通じまして、LINE の登録や、防災無線の不具合等に関して周知していきたいと考えております。
三村委員	103 ページの墓地公園合葬墓検討事業なのですが、2 年にわたって検討されていると思います。この検討された後の最終的な結果はいつ頃出るのかってということと、どのような結果になっているかというのは予算化される前に村民に知らされるのか。予算化されるのはいつ頃になるのか、もしおわかりでしたらお願いします。
薄井課長	合葬墓の検討ですけれども、先日広報でお知らせしました通り、策定が進んでおります総合村づくり計画の中で位置づけて合葬墓の検討を進めたいと考えているところでございます。 現在、検討委員にはその旨既に伝えておりますので、検討委員会で様々な事例、課題をもとに、委員それぞれの意見を集約して、まとめようとしているところでございます。 その取りまとめについては年度内を想定しております。本年度は1回検討委員会を開催しており、2 回目を 11 月に開催する予定であります。今年度は 3 回程度開催を想定しておりまして、この中で委員の意見が取りまとめられると思いますので、それを踏まえて、村づくり計画に位置づけたいと考えています。村づくり計画の中でこういった議論がなされるかわかりませんが、いずれ前向きに進めるような形で検討というか対応してまいりたいなと思っています。 ですので、来年度に向けて合葬墓関係予算がどうこうという議論は今はありません。
三村委員	105 ページのソーラースポーツラインですが、ソーラースポーツラインの痛みがひどくて大変というようなお話を聞いたのですが、今の状況がどうなっているのかということと、今回糸電話で利用されたっていうので、すごい面白い活用方法だなと思うのですが、村にあるソーラースポーツラインはまっすぐで長い距離が使われる要因だったのかなと思います。もっと活用し

発言者	発言要旨
佐藤主査	ていく方法とか何か検討されているでしょうか。 まずスポーツラインの現状になりますけれども、ここ数年、同じような場所に陥没が出ており、おそらく地下水脈が土を引っ張ってそこが陥没していくっていうようなところがここ数年続いております。いろいろ土木業者さんと話しているのですが、おそらく抜本的に直すとなるとお金がかかりすぎるし、やったとしても、また別の場所から水が流れて同じような状況が別の場所に生まれるのではないかということで、現状補修を繰り返しているということがあります。ソーラーカー大会の開催時とか、そういった場所は気をつけてもらうようにコーンを置いたり、指定しながらだましまし使っているというのが現状でございます。 糸電話はおそらく別の場所でやったのかなと思ってるのですが、昨年度ですと、原付サイズのバイクの最速記録を、ソーラースポーツラインでやっているはずですので、それこそ直線が長い距離取れるということで、そのモータースポーツの最速記録ということを昨年、取り組んでいるところです。その他駅伝の活用でしたりとかそういったものが主となっているところです。
三村委員	すごく長い距離になるわけですが、その何回も陥没してしまうっていう場所がどの辺にあるかわかりませんが、距離を短くしてしまうとか、そのような検討があるのかっていうことと、どのように活用が増えるかということの検討とかされてますでしょうか。ネットとかで探したときにどうやれば出てくるかということが重要なと自分では思うのですが、そのようなところとかあるのでしょうか。
薄井課長	ソーラースポーツラインの利活用についてのご質問ですけれども、先ほど佐藤主査申し上げましたように、現在はワールドエコノムーブであったり、ソーラーカー・ソーラーバイシクルレース、それに干拓記念駅伝大会が主なものとなっております。それに加えて、バイクのイベントにも年間何回か使われるケースもあると伺っております。例えば大きなアメリカ製のバイクの愛好家の方たちたちが集まってそこでイベントをやっていたりといったことに使用しているというふうにも伺っております。 いずれ、長い距離を安全に走れるというのは、ある意味非常に魅力的な地域資源かと思いますので、その利活用については改めて指定管理者と相談しながら周知そして利活用に努めてまいりたいと思っております。 あとは何かスポーツの練習とかでも何回か使っているという報告はござ

発言者	発言要旨
黒瀬委員	います。そういうのも含めて、利用状況の過去の数年分を分析もしながら啓発工夫してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 88・89 ページの村民センター費の工事に、旧館屋上防水補修工事があるのですが、今年度予算で雨漏り修繕があると思うのですが、その関連の教えていただきたいのが1点。あと、もう一点、この旧館自体がだいぶ古くなってきているのですが、この今後の補修の計画があるのか教えてください。
荒関主査	まず、令和5年の決算に上がっております屋上防水補修工事と今年度の雨漏り修繕はつながりのある場所になります。 一連、現象としては屋上から外壁にかけた雨漏りなのですが、屋上の防水工事を施しても外壁への浸水が修まらなかったため、今年度で外壁部分への浸水を防ぐ工事を行っております。
黒瀬委員	分かりました。そうすると、まず1点も追加でお伺いしたいんですけども、雨漏りに関してはいったん終わったという理解でいいのかというのが一点と、あとその他旧館の方古い建物ですのでその他、今のところで計画されている。その他修繕等をしなきゃいけない部分というのがわかれば教えていただければと思います。
荒関主査	その他の補修工事なのですけども、現状どこか大幅に直さなければならぬというふうな場所はないという認識です。 黒瀬委員のおっしゃる通り、古い建物ですので急に壊れるということは今後あるかもしれません。
菅原（史）委員	今回の説明なのですが、ちょっと全般的なことと言って申し訳ないのですが節ごとの区分の説明になっていて、我々としてはやっぱり事業ごとの説明について、予算はこうだったけど、この事業は実際には大幅にこういうふうになった、その要因はこうだったっていうような説明の方がわかりやすいと思います。 各施設の区分の需用費がいくら多くなってどうのこうのって言っても、需用費はこの項目の中に、複数出てくるのでそれがちょっと。今後全ての事業を説明する必要ないですけど、当初大幅に額が違っていたり、実は当初の見込みと違った部分だとか、そういうことをやっぱ説明してもらった方が我々わかりやすいと思うので。あともう1個、できなかった事業これはここに載

発言者	発言 要 旨
小野主事	します。 事業内容としましては、当初よりも施工の延長が短くなっております具体的な延長に関しては当初のものに対してどれくらい短くなりましたというものにはちょっと今持ち合わせてないのですけれども現状としてはそういった形になっております。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、生活環境課部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。
工藤委員長	暫時休憩します。(10:38) 再開します。(10:50)
工藤委員長	特別会計の審査に移りますが、特別会計は、歳入歳出を一括で審査してまいります。では、水道事業特別会計の歳入および歳出部分について、当局の説明を求めます。
平ノ内主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございますか。
三村委員	315 ページの工事請負費で水源増補改良事業の事業ですが、これによって水量は期待した予想していた水量が出ているということ認識でよろしいでしょうか。
平ノ内主査	こちらの事業は、令和4年度に予算を計上し繰越明許で行っております。約 400t 取れる想定としており、稼働後の定期的な水量調査においても、十分想定した水量で取水できている状況であります。この2年間の水不足で皆様にご迷惑ご心配をおかけしましたが、この工事を行って以降はじめてこの取水場からも取水を行いました、水不足になることなく水道供給できましたので想定通りの取水ができていると考えております。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	2点ほど教えていただきたいと思います。311・312 ページの水道施設デジタル化事業ですけれども、昨年度、事業でいくとギリギリ最後に入った形になるので、昨年の話ではないのかもしれませんが、説明のあった通り、無人化ができているっていうのは、具体的にどのタイミングで無人化ができてどのような運用をされているのかっていうのが一点、あともう一点、委託料の定期健康診断業務委託料というのは、これは職員のということでよろしいでしょうか。その2点を教えてください。
平ノ内主査	無人化ができている時間帯に関して、予算説明でもご説明をさせていただいた通り平日に関しては、会計年度職員2名がおりますので平日彼らが帰った時間になります。 平日は午後8時から翌日の8時までが無人化の時間となっております。 土日祝日に関しては、朝8時から12時までと、16時から20時を有人化、それ以外の時間が無人化で現在運用している状況です。どうしても水をどのくらい作るかというのは、浄水場で直接電気盤を使って操作しなければいけなくて、どうしても完全無人化ができない状態です。 その部分についても、そんなに大きな期間はかからないようなので、改良できるようであれば、というような状況となっております。 診断に関しては、浄水場の会計年度職員の健康診断（検便）にかかる費用となります。
松本委員	昨年度のろ過砂の不具合ですが、去年工事して、このろ過の工事に含まれるかもしれないけど、その後の経過っていうのは、どういったものなのでしょう。また、特に問題ないのか。原因が大体わかったのかっていうところなのでしょう。
平ノ内主査	今回の決算書に出ておりますろ過池の砂かき取り工事のことをおっしゃっているかと思います。本工事は毎年行っております。ろ過池の上部に汚れが滞留しますので、それを定期的に掻き取る工事がこの費用になっております。松本委員が先ほどおっしゃいましたろ過池の更生工事については、工事を行った No.2 のろ過池に関しては陥没等もなく、問題なく施設の運用ができていますと考えております。
工藤委員長	他にございませんか。

発言者	発言要旨
工藤委員長	【なしの声】 ないようですので、水道事業特別会計についての質疑を終わります。 次に、公共下水道事業特別会計の歳入および歳出部分について、当局の説明を求めます。
荒関主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございますか。
菅原（ア）委員	333 ページの大潟村公共下水道管渠工事についてですが、説明にはありませんでしたけれども、村では長年交付金をいただいて社会資本による下水道管渠改築事業を行ってきており、これまでも不明水についての質問などもあり、工事に関しては令和5年度で終了していることは理解しております。事業後にその効果検証を行う必要があり、書類の提出を行わなければならないということを以前伺ったことがあります。効果検証はどのような内容で、いつ頃までに示されるのでしょうか、伺いたいと思います。
荒関主査	管渠改築工事交付金の要件としまして、事後評価を行うこと、というのがあります。公表方法は、大潟村ホームページの上下水道の利用のところの一番下に社会資本総合交付金の事後評価という形で載っております。 何mを何年度に何円かけて直しましたという内容が主なもので、非常に簡単な内容になります。これが事後評価です。
菅原（ア）委員	それは分かりましたけれども、それによって効果がどの程度得られたのかとか、そういうのはないのですか。
荒関主査	公表以外の効果について、気象条件や毎年の降水量も違って、同じ条件下で下水道流量を比べることは現実的に難しいものがあります。 ただ、今までは雨降ったらすぐあふれていたような下水マンホール場所について、目視確認でこの滞水が減っているな、という実感はあります。
菅原（ア）委員	概ね管渠改築事業を行ったことによって、以前よりも効果は得られているという理解でよろしいでしょうか。

発言者	発言要旨
荒関主査	はい、そのように感じております。
菅原（史）委員	331 ページの流用の還付金の発生の理由は何でしょうか。
荒関主査	料金還付は本来であれば、会計年度内に申請があつて還付するものなのですが、この件に関しまして、一人暮らしの方がそのまま施設に入ってしまう、申請が遅れてしまったという経緯があります。
菅原（史）委員	分かりました、これは下水道部分だけですよね。 水道会計にもありましたか。
平ノ内主査	こちらは漏水の料金還付対応になります。水道は蛇口から出て下水に流れていくのが一連の流れですが、漏水の場合、水道は使ったものとし、下水は使用していないとみなす考え方で、使用していない下水の還付をしているというもので、水道会計の方には載っていません。
菅原（史）委員	漏水でもその分の水道メーターは回るのではないのでしょうか。
平ノ内主査	メーターは当然動いていきますので、漏水の可能性が考えられる場合に対象の方宅にお知らせを行います。修繕等の業者に関しては、村のホームページに載っているので、できるだけ早めの対応が望ましいと考えています。
菅原（史）委員	メーターが動いているということは、水道料金も発生するってということなのですね。
平ノ内主査	はい水道および下水道料金が発生することになります。
菅原（史）委員	細かい話で申し訳ないけど、さっきの説明だと漏水の場合は水道料金を還付しないで下水道で対処するって話なのですが、水道も還付分は発生していてそれは還付金として出てこないということなのではないのでしょうか。
平ノ内主査	漏水でも水道料金は徴収されます。 水道分は返還の対象にはしないで、下水道のみ還付の対象として対応しているところでもあります。

発言者	発言要旨
工藤委員長	暫時、休憩します。(11:29) 再開します。(11:37)
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、公共下水道事業特別会計について質疑を終わります。 以上で生活環境課部門についての質疑を終わります。
工藤委員長	暫時休憩します。(11:38)

令和 6 年第 7 回（9 月）大潟村議会定例会
令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会 会議記録
【 農業委員会・産業振興課 】

招集年月日	令和 6 年 9 月 19 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 9 月 24 日（火） 13:30～15:25		
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (11 名)	【特別職】 副村長 工藤 敏行 【監査委員】 代表監査委員 佐々木 秀樹 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 【農業委員会】 事務局長 澤井 公子 【産業振興課】 課 長 伊東 寛 主 査 小形谷 範子 主 任 工藤 修功 主 任 佐藤 真悟 主 任 宮田 征大 主 事 佐藤 文美 主 事 岡部 勇将		

付 託 事 件	認 定 第 1 号 令和 5 年度大潟村歳入歳出決算認定について
---------	----------------------------------

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。(13:25) 休憩前に引き続き会議を進めてまいります。 これより農業委員会・産業振興課部門の審査を行います。農業委員会・産業振興課部門の一般会計歳入部分について当局の説明を求めます。
佐藤主任	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
菅原（ア）委員	あきた創業サポートファンド分配金について、もう少し詳しくご説明いただけないでしょうか。
小形谷主査	平成27年10月に設立しましたファンドで秋田広域での創業資金と経営支援をする目的で秋田信用金庫と秋田周辺広域市町村圏の自治体ということで、秋田市男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、また、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社で設立されたファンドになります。 村としては出資金が100万円出資しておりまして、それを原資に必要とする企業の方に支援するわけですが、投資金額としましては1社当たり300万円から500万円ほど、企業にお貸しして、事業計画に、この達成状況や純資産を確認した上で、当ファンドの持ち分が村に分配されるといった仕組みとなっております。
菅原（ア）委員	出資金はみんな一律ですか、それとも町村によって違いますか。
小形谷主査	自治体枠で言いますと、秋田市で500万円、その他の自治体で100万円になります。
菅原（ア）委員	全部の市町村で1,000万円ということですか。
小形谷主査	市町村で言いますと秋田市が500万円、その他が100万円ですので1,100万円になりますが、その他に秋田信用金庫等も入っておりますので、総額での出資金というのは現在わかりかねます。
菅原（ア）委員	各企業に対する出資で援助するということですが、ちなみに大潟村で、このファンドを使用している企業はございますか。
小形谷主査	現在大潟村の企業でこちらを利用している企業はございません。
川渕委員	低コスト技術等導入支援事業費補助金について、これは先ほど面積で30ヘクタールという話がありましたが、今でもこの30ヘクタールというのは、決まっているわけですか。
佐藤主任	こちらは県単独の事業でございますが、令和5年度に最後の実施がございまして、その後、今年度においては事業の要望調査など、情報は入っておりませんの

発言者	発 言 要 旨
	で、この事業に対する要件は変わっておりません。
黒瀬委員	総務管理使用料の防災林地使用料 3,215 円ですが、防災林地への看板の設置は、何件ぐらいでこの金額になるでしょう。
工藤主任	看板の設置としては2件です。
黒瀬委員	村内にもっと看板はあるような気がしますけれども、他の地目で、村有地にあるものの使用料は取れているのか、それとも自由に設置されているのか、わかりますでしょうか
工藤主任	行政財産の許可をして徴収している看板もありますけども、中には申請されていないものなど、全部は把握していませんが、そういった看板もあると思われます。
黒瀬委員	産業振興課の管轄ではないところもわかれば教えていただきたいのですが、基本的には村有地で使用許可を取っている看板としてはこれだけですか。 それとも、防災林地以外だと他の課で申請・許可しているものもあるかどうかご存知でしょうか。
工藤主任	防災林地は産業振興課になります。道路だと生活環境課で管理していますので、そちらの方はわかりかねます。防災林地では2件申請があつて、許可して徴収しております。
黒瀬委員	そうすると防災林地の中で、明らかに許可してないのに設置されているものっていうのも確認はできているのでしょうか。公平性を考えるときちゃんと申請していただいている方に申し訳ないというか、そのあたりの対策はされていますか。
工藤主任	具体的な対応は今現在しておりませんが、今後検討の必要があると考えております。
黒瀬委員	収入としては大したことないですが、公平性を考えると、後からの申請が許されるのかどうかわかりませんが、そういった形でも適正化を図っていくというのが今後必要じゃないかなと思われまますので、今からでも申請してください

発言者	発言要旨
	いという形で周知を図るなど、検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
工藤主任	今後検討していきたいと思います。
工藤委員長	他に質問ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、一般会計歳入部分についての質疑を終わります。 次に、一般会計歳出部分について当局の説明を求めます。
澤井事務局長 佐藤主任 工藤主任 小形谷主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、歳出部分について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
三村委員	野菜等生産振興対策事業ですが、この事業にはどのような効果があったのでしょうか。
宮田主任	こちら事業の内容につきましてはアグリプラザおおがた、産直センター潟の店へ野菜を販売している方々の販売手数料の助成ということで、事業執行させていただきました。 効果としましては当初の目論見どおり、販売手数料の増額が、野菜の生産振興の妨げにならないようにという思いでこちらの補助金つけさせていただきましたので、継続した野菜の生産が行われたと感じております。
三村委員	継続したっていうのは、野菜栽培する人が増えたとか、野菜の出荷量が増えたとか、そういうような成果というのはどうだったのでしょうか。
宮田主任	こちらの予算につきましては令和 5 年度からということで計上させていただいている関係で、前年度比は申し上げることはできません。実績としまして、あ

発言者	発言要旨
	ぐりプラザおおがたでは延べ 19 名、約 150 万円、産直センター潟の店では延べ 140 名、約 6,000 万円ということで販売の実績が報告されております。例年の実績と比較しますとほぼ横ばいであるので、生産者が減ったとは一概には言えないと思います。もちろん資材でしたり、燃料等の高騰で販売にかかる単価は上がっていると思いますが、実績はほぼ横ばいであると感じているところです。
三村委員	令和 5 年度から事業が変わったので、どうなったのかなと思ったのですが、そうすれば、横ばいということですね。
宮田主任	はい、そのとおりです。
三村委員	横ばいで減少してないのでもいいかもしれませんが、もう少し増加するよう何か考えられたりはしているでしょうか
宮田主任	まだ走り出した事業ではあるものの、引き続き生産者の方々に対しては、広報やホームページ等を活用した周知を行い、長期的に進め、1 人でも 2 人でも生産者が増えるような取り組みになればと思っております。
松本委員	林業総務費についてですが、予算執行率が 99.9%とほぼ概ね予定どおりということですが、予算執行的には 100%に近い執行で松くい虫だとか、倒木、枯れている木とか、かなり散見されている中で予算執行していますが、果たして切らなきやいけないような木っていうのは、この予算に対して実際は間に合っているのかどうか。 予算はありますが、それ以上に多くの枯れている木があり、予算の中で計画を立てていってるかもしれませんが、それ以上に枯れているスピードが速く感じます。執行率は 100%に近づいているが、事業が追いついていないような印象を受けますが、どうでしょうか。
工藤主任	松本議員おっしゃるとおりちょっと枯れている木がいっぱいあるような状況です。 補助事業を使っている関係もあり、限られた予算の中でやっていますので、なかなか事業が追いついていないような状況であります。
松本委員	補助事業を使っているとのことですので、実際補助事業を使うにあたり、大体どれぐらい枯れているとか、そういったところを調べてっていうか、そうい

発言者	発 言 要 旨
工藤主任	うふうな形でいくと思いますが、業者を増やしてスピードを速めることができるのか、もしくは、県の方からの年間一定の補助で事業を進めているのか、その辺はどうなのか教えてください。 県からの補助金に対して事業を進めているというような状況でございます。 基本的に村でも計画的に要望はしていますが、それに対して県の配分もありますし、どうしても1年間で執行できる事業というのも限られてきます。そういう兼ね合いも出てきており、追いついていないという状況であります。
松本委員	村にいる業者さんの処理できる能力など、そういった部分もあっての今の状態かもしれませんが、やはり枯れている木が多くて処理が追いついていない印象があるので、業者を増やして処理のスピードを速めていただきたいです。 住区の集まりでも枯れている木がそのままあって、危険じゃないかっていう意見もあります。例えば家の近くとか、そういったところでも伐採はしていただいているのですが、それよりも枯れるスピードが速くて、災害のときに対してそういった木が危ないのではないかという意見もあったので、遅れているような印象があるのであれば業者を増やして、要望してでも何か処理を進めていった方がいいのかなと思います。業者がそれ以上いなくてこれ以上進められないっていう感じなのでしょうか。 業者を増やしてでも予算を獲得していけば進められるのかっていう、そこら辺は改善っていうか、今のままのスピード以上には上がらないのでしょうか。
工藤副村長	ご承知のように枯れる本数も加速してほとんど全滅状態になってきていますが、令和4年度から見ますと、大体2.5倍から3倍近くの予算をこちらでも要望してしまして、県からもそれ以内の補助金を内示していただき、6,000万円前後で、今年度も実施しようとしているというような状況です。 人命に関わる場所、それから道路に支障のあるところ、そういったものをまず最優先でまず伐採していくというような計画で、これから要望するということです。そういったことを見極めながら要望額を確保したいと思っております。 それによって村内外関係なく、業者に伐採していければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
三村委員	視察研修事業について、興味深いお話だったんですが、日光市の女性農業委員の登用率日本一ってことですけど、何%ぐらいどうやって上げたのかっていうの

発言者	発 言 要 旨
澤井事務局長	と研修に参加された皆さんの感想とか、もし聞かれていましたらお願いします。 日光市農業委員会ですけれども、女性の登用率は 45.5%、約過半数ということで、日光市においては農業委員だけではなく各種審議会や委員会等の女性委員の登用率推進基準というものを定め、40%を目標に掲げてやっているということでした。村においても女性の登用率 20%を目標にしているところですが、そういった市全体の取り組みが大きいということでした。 農業委員の選出にあたっては法改正で、平成 28 年度から、選挙から自己推薦、団体推薦等の選出に変わっておりますが、日光市においてもそのタイミングで女性の登用率を上げようということで、動いたということでした。実績が大きくなっている要因としては、推薦団体から上がってくる推薦者については全て女性だということを伺っております。 大潟村においては現在女性は 1 人ということで、登用率 7.7%になっておりますけれども、改選時期に向けて村においても女性登用率を伸ばす働きかけをやっていく必要があるなと感じたところです。
菅原（史）委員	畑作等振興調査実証研究業務委託料で、先ほども説明ありましたが、当初より増額している理由が 1 点と、高収益作物生産促進事業について、先ほどの説明では実績減ということでしたが、周知はどのようにされたのでしょうか。 実際に対象になるものを拾うことができたのか、ということが気になります。要するにかなりの金額が減額になっていきますので、その辺も含めて説明いただきたいと思います。
宮田主任	1 点目の畑作等振興調査実証研究業務委託料の当初に比較して増額しているという理由につきましては、令和 5 年度の研究に関しましては、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用した事業も新たに加わっております。その中の後期試験として、前期試験を通してさらに課題となったところが見つかりましたので、そこに対応するために補正予算を組ませてもらいまして、その分当初と比較して予算が増額しております。 2 点目の高収益作物に関する周知方法ということでしたが、こちらにつきましては毎年産業振興課で発行しております、農業振興政策の概要で周知をさせていただいている他に、資材購入支援事業費に関しましては、村の広報誌、あとは生産部会の組合長を通じて会員の方に、お伝えさせていただいております。同じく種苗費等購入支援事業に関しましても、昨年度実績ですと 3 回程度、村の広報誌を通じて農家の皆様に事業周知をさせていただきました。

発言者	発 言 要 旨
菅原（史）委員	次の課題があつてそれが、国の補助金にも載るということで、増額補正したということですね。わかりました。 2点目についてですが、いろいろなところで広報といいますか、周知を図っているのはわかりました。ただ、どの資材が対象となつて、どの資材がならないということも含めて、農協でもわかつてない部分があつたような感じがします。実際資材を買うのは農協が多いと思うので。 そこも含めて、あと生産部会の方では、周知しているところと、していないところがあるような気もするので、いずれせつかくこのように畑作振興ということで事業をやっているの、その成果を何とか出してもらいたいと思いますので、周知の仕方も含めて、今後考えていかなきゃいけないのかなと。特に生産が始まる前に周知した方がいいと思いますので、いろいろ検討してみてください。
宮田主任	菅原委員のご指摘のとおりではありますが、まず今回の実績を受けまして、今後、資材助成の周知につきましては、改めて直接関係する機関に再周知という形で、連携を密に進めていきたいと思います。
黒瀬委員	認定農業者協議会活動費補助金、この内容の詳細を教えてくださいたいのが1点と、商工振興費のうち、今回実績がなかった商品開発支援と起業支援になりますけれども、起業支援についてはおそらくこの辺が最初だったと思うんですが、商品開発支援の方は、内容を変えながらもずっとやってきたような内容なのかなと思うんですが、こちらが使われなかった理由、何かわかるようであれば教えていただければと思います。
岡部主事	認定農業者協議会事業 200 万円の内訳ですが、200 万円のうち 157 万 5,000 円は 7 つの各認定協にそれぞれ 20 万 5,000 円ずつ交付しております。認定農業者連絡協議会に村から補助をいたしまして、そこから 157 万 5,000 円をそれぞれの認定協の方に補助しているところです。 また研修会といたしまして令和 5 年度ですと農水省および全農中央会に研修を行いました。
小形谷主査	続きまして 2 点目の商品開発支援事業につきましては、こちら平成 21 年度から実施している事業であります。 当初、地場産品開発支援事業という名称ではじまり、令和 5 年度は商品開発支援事業、令和 6 年度からはものづくりチャレンジ支援事業に変更し、わかりやす

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	いような名称で実施しています。 販売しなくとも、商品開発に取り組むものであれば補助の対象にするといった内容に変更するなど、まずは村の特産品とか名産品の開発に取り組んでほしいということで、いろいろと事業の見直しを行っています。ただ、残念ながら相談はあるものの、実際に商品開発、補助金を利用して開発されたものはないということで、過去３年間、実績としてはゼロといった内容となっております。 なお、今年度につきましては繰り返しとなりますが、ものづくりチャレンジ支援事業というわかりやすい名称で行っているところですが、今のところ相談もないといった状況でございますので、今後さらに周知を図っていきたいと思います。 認定農業者協議会の方の補助金ですけれども、これ大潟村認定農業者連絡協議会の研修と、そこに属する７つの協議会への補助ということなんですけれども、その７つの協議会に２０万５,０００円ずつ補助している分についての内容の内訳は把握されているのでしょうか。 あとこちら研修等になるのかなと思うんですけれども、その農水省、全農中央会等への研修も含めて、あと７協議会の方も含めて、事業費をどの程度を補助金で賄っているのか、どの程度が自己負担なのかお伺いします。 商品開発支援は令和３年から５年がゼロで、今年度もまだ今のところ実績がないということなんですけれども、問い合わせはあって実際に商品開発をされているけれども事業が使いにくいのか、それとも実際の商品開発までには至っていないのか、そこあたりはどのような感じかわかりますでしょうか。それによってこの今後の事業の内容ですとか、周知だけではなくて内容も含めて考えていかなきゃいけないと思うのですが、その点わかれば教えてください。
佐藤主任	認定農業者連絡協議会の活動費に関しましては、１００％補助金での活動となります。また１から７までの各認定協に関しましては、２月から３月に各認定協の総会に産業振興課職員が出席しまして、それぞれの事業報告等総会資料の方で確認しておりますので、こういった活動をしているのかは把握しています。 各認定協の会費と、補助金の割合については、後ほど調べて回答いたします。
小形谷主査	２つ目の質問の商品開発につきましては、実際相談はあるものの開発に至っていないといいますが、相談はありましたが、商品開発に至らなかったといった状況です。最後の実績が令和２年度に潟工房の方で、実績がございますが、どうしても作る場所であったりとか、なかなか商品開発と聞くと食品関係を思い浮かべる

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	かと思いますが、なかなかそういったところの課題で、個人で行うにしてもハードルが高いのかなと個人的に思っているところです。 そういった中でも、先ほども申し上げましたとおり販売まで至らなくても、開発に取り組んでいただければという内容となっておりますので、まずは開発の方に取り組んでいただけるような、そういった周知の方法といいますか、そういったところもきちんと説明していければと思っているところです。 商品開発支援の方はわかりました。 告知だけではなくて、事業内容ですとか補助額なのか率なのか、そういった条件も含めて今後検討していく必要があるかなと思いますのでよろしくお願いします。 認定農業者協議会の方は、後で7協議会の詳細を、というお話ですけれども、やっぱり連絡協議会の方は100%補助でなければ駄目なんですかね。 認定農業者協議会の活動費補助っていうのは、何か見直すとかそういう計画はあるものなのでしょうか。 認定農業者自体が、おそらく大潟村に相当な割合でいらっしゃる中で、認定を増やしていこうっていう段階はもう過ぎたのかなと考えたら、協議会の目的も、そろそろ再考してもいいのかなと思います。何かそこを考えがあればという意味で教えていただければと思います。
佐藤主任	連絡協議会の活動に関しましては、各1から7までの会長、副会長それぞれ2名ずつで構成されておりまして、主な活動内容としまして先ほど岡部の方でお話しましたとおり、昨年度で言えば農林水産省、全農中央会への意見交換会ですとか研修会を実施しております。 これまで連絡協議会を通じまして、村内の農業者の方々が直接国ですとか、日本の農業の最先端の現場の方で直接お話を伺うことで、日本の農業のこれからですとか、政策ですとか、そういったことを学ぶ大変貴重な場となっております。かつ、そういった現場で得た知識が村の農業者の方々に大変ためになっていると、当方では実感しておりますのでこれからも継続して、村として認定農業者連絡協議会および各認定協について支援していきたいと考えているところです。
三村委員	景観木管理事業の街路樹周辺害虫防除業務ですけど、効果が薄れてきているのではないかという感じがします。特に、去年もそうでしたが、今年は特にもう防除されているんだと思いますけど、アメシロにやられている状況かと思います。 街路樹だけではなく、梅の木もそうですけど、桜の木もやられてるんですけど、

発言者	発 言 要 旨
工藤主任	これだけ防除して、それを続けていくのか。 この成果についてはどのように考えられているでしょうか 街路樹周辺害虫防除を実施していますが、ここ数年、アメシロが発生しています。 今防除しているところが発生源と思われるということで実施しており、効果はあると考えて、今後も様子を見ながら来年度も継続してやる方向で考えています。
三村委員	様子を見ていくということかもしれませんが、永久にあそこを防除し続けるってということでもなく様子を観て、それによって判断していくということでしょうか。
工藤主任	状況を見て検討、協議していきたいと思っております。
三村委員	ふるさと交流施設整備事業の長寿命化計画策定ですけど、その策定された資料とかはいただけるでしょうか。これだけでなくホテル、温泉、道の駅、この計画策定されたものを資料としていただけるのでしょうか。
小形谷主査	こちらの計画につきましては、実際に建物の調査等を行いまして、施設の躯体であったり、屋根とか外壁とか設備も含めてですが、これら全ての調査を行いまして、今後 10 年間の必要となるであろう優先して行うべき工事であったりとか、修繕とかそういったものをまとめている計画になっております。 施設ごとに計画策定されており、お渡しするにはページも多く、閲覧という形でしたらご覧いただくことはできます。
三村委員	125 ページの人件費のところなんですが、時間外勤務手当が他と比べるとちょっと多いと思いますが、労働が過重になっていないかちょっと心配ですが、大丈夫でしょうか。1 人の方に過重に労働がいつているのではないかと心配ですが大丈夫でしょうか。
小形谷主査	商工総務費の時間外勤務手当に関しては桜と菜の花まつりに出務した際、こちらの目から時間外手当を支出しておりますので、一概に 1 人分ってということではないということをご理解いただければと思います。 なお、時間外勤務については総務企画課の方で把握しておりますし、そうい

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	った過重であったりとか、仕事の分担等については総務企画課の方で把握しているかと思いますのでそちらで確認していただければと思います。 他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、農業委員会・産業振興課部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。 以上で、農業委員会・産業振興課部門の質疑を終了します。
工藤委員長	休憩します。(15:08) 再開します。(15:20)
工藤委員長	休憩前の保留していた質問について、当局より説明をお願いいたします。
佐藤主任	黒瀬委員の質問に対しまして保留していた内容について、お答えさせていただきます。 第1から第7までの認定協には一律22万5000円の助成をしております、各認定協によって活動費のうち助成金が占める割合は20%から50%ぐらい、かつ各認定協それぞれで会費を集めており、おおよそそれぐらいの割合となっております。 活動内容につきましては各認定協で先進地視察研修を主に行っております。
黒瀬委員	各認定協によって割合が変わってくるっていうのと、あとおそらく、人数も変わってくるということですよね。要するに認定協それぞれの会員数があれば、やっぱり今後としてはそれに応じた活動内容もそうですけれど、合った形の補助をしていくような考え方が必要じゃないかなと思いますが、継続するのであれば、検討していただけないでしょうか。
佐藤主任	各認定協の総会や、連絡協議会でも、参加者の人数にばらつきがあって、それぞれの負担のバランスも非常にまちまちですのでそういった場では助成金についてもちょっと見直していただきたいという意見は、こちらの方でも把握しております。 ただ、そうすると具体的にどのように配分を変えるとか、そういったものに

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	については現段階ではまだ検討していない状況で、方法も難しく、公平性ですか、そういったところもございますので、現段階においては、人数に応じて助成金を変えたり調整したりということは考えていない状況です。 それを考えてはいかがか、という話なんですけど。今後の予算編成があって来年度、この補助金が全額なくなるっていうのであればいいけれども、やはり各認定協によって参加している方への補助率も変わってくるということだと思うので、会員数なのか、実際の研修だとかの事業の参加に対する参加人数に対する補助なのか、というのを少し考えないといけないとは思いますが、やはりそこに公平性が必要かなと思います。 今のお話ですと、認定協から見直してほしいという話は、おそらく負担、自己負担が高いところに関してはもうちょっと欲しい、必要だという話なのかなと思いますが、それはそれで認定協への補助の意義が、もう一度何を目的にされているかを定めた上で、それを達成するためにどういった補助の仕方なのかっていうのを改めて考えて、今後の予算編成に挑んでいきたいと思うんですがいかがでしょうか
伊東課長	認定協の方から、例えばそういう話が以前出ていたということであるとなれば、こちらも一律に配分されておりますけども、内容を精査しながら、次年度に向けて協議していきたいと思います
工藤委員長	休憩します。(15:25)

令和 6 年第 7 回（9 月）大潟村議会定例会
令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会 会議記録
【 教育委員会 】

招集年月日	令和 6 年 9 月 19 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 9 月 24 日（火） 15:25～17:03		
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (11 名)	【監査委員】 代表監査委員 佐々木秀樹 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 【教育委員会】 教育長 三浦 智 教育次長 宮田 雅人 主席次長補佐 後藤 克司 主 査 菅原 美子 主 任 佐藤 純子 主 任 薄田 穰 主 任 高橋 真也 主 任 太田 翼 主 事 竹田 美輝		

付 託 事 件	認 定 第 1 号 令和 5 年度大潟村歳入歳出決算認定について
---------	----------------------------------

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。(15:25)
工藤委員長	それでは教育委員会の一般会計歳入部分について、当局の説明を求めます。
佐藤主任	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
黒瀬委員	大きく 2 点お伺いしたいのですが、24, 25 ページの社会教育使用料と保健体育使用料の公民館使用料、干拓博物館使用料、体育館野球場テニスコート使用料ですが、減免が多いと思いますが、厳密には言えないのでしょうか

発言者	発 言 要 旨
	どもどの程度が実際に支払って利用している人の割合、団体の割合になるのか分かれば教えていただきたいのが1点と、あともう1つが36,37ページの教育費県補助金の教育総務費補助金の一番最後にあります、理科教育設備整備費等補助金ですが、これは歳出だとどこに入るのでしょうか。以上2点教えてください。
竹田主事	施設の社会教育使用料の中の公民館使用料に関してですが、大まかに言いますと、減免対象外は1割にも満たない、ほぼ9割が村民なので減免になっております。1割というのが、村民ではありますが、英会話教室を開いている方がいます。そちらが営利目的ということで、この方に関して使用料を徴収させていただいております。
太田主任	黒瀬委員の2つ目のご質問にお答えいたします。 理科教育設備整備費等補助金2万7千円についてですが、こちらは小学校中学校それぞれで理科教育設備を購入したときの補助金になります。歳出での該当ページになりますが、まず151ページになります。2項小学校費2目教育振興費の一番下の事業になります、小学校施設等整備事業(教育振興)というものになります。こちらの備品購入費55万7,034円のうち、その中で理科設備を購入した部分に対する補助金になります。同様に中学校費の方が155ページになります。2目教育振興費の3つ目の事業になります。中学校施設等整備事業(教育振興)の備品購入費のうち、理科設備に対する補助金です。
宮田教育次長	使用料の保健体育使用料いわゆる体育館の体育施設の部分ですが、こちらでも基本村民は減免ですので、村外からの使用が主になります。 ただ比率となるとほぼ村外になりますが、村の人が何割混じっているかによっても、村外の人が使用しても、減免の場合も中にはあります。
高橋主任	2節の社会教育使用料で干拓博物館使用料について説明いたします。博物館の使用料は、基本的には有料となっておりますが、学校教育関係の来館、または村民、官公庁が公務で使用される場合は減免をすることができるという規定がありますのでその場合は減免しております。 その他、桜・菜の花まつり期間や子供たちの夏休み期間、それ以外にも冬季期間は減免の期間を設けております。 年間を通じての入館者のうち減免での入館は令和5年度で言いますとおおよそ40%が減免となっております。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	保健体育使用料は、ほぼ減免の方が多いということですが、これは全施設、同じような傾向なのかということも含めて知りたかったのですが、どのような状況でしょうか。
菅原主査	体育館の使用については大体感覚的ですが、9割ぐらいは村民であろうと考えております。野球場に関しても、同じような状況ですが、テニスコートに関しましては逆でして8割ぐらいが村外の方で有料になっています。
菅原（ア）委員	今の関連ですが、先ほど体育館の使用料、村民の方の割合によっては減免になるというご説明でした。大体割合として、総数が何名くらいの方が村民であれば減免になるのでしょうか。
菅原主査	個人の利用は、村民であれば減免対象です。団体での利用は半数以上が村民であれば減免の対応をしております。団体とは5名以上を想定しています。
菅原（史）委員	23ページのこども園の負担金の中の給食費負担金ですが、先ほど説明では職員と3歳から5歳児、それと業者の方の給食費だというお話でしたが、その明細というか、振り分けはわかるかなど。金額でいいので。それと、次のページのこども園使用料で、0歳児から2歳児使用料プラス預かりだという説明だったんですけど、その各々の金額を教えてください。
佐藤主任	こども園の給食費についてですが、今現在子どもの人数と金額の割合が分からないので、後でお答えさせていただきたいと思います。 2つ目の質問。保育料の金額についてですが、保育料の金額は保護者の所得によって保育料が変わっております。1階層から8階層まであります。 その階層によって基準が変わってきますので、そこについても後ほどお答えしたいと思います。
菅原（史）委員	最初の給食費の方はお願いします。 2つ目の使用料については、その階層別の分け方はいらないので、0歳児から2歳児までが令和5年度で使用料はいくらと、預かりの方がいくらというだけで結構ですので、知りたいなと思います。

発言者	発 言 要 旨
川渕委員	学校給食費に関連してですが、今は無償ということですが、大体平均して1食当たりいくらの単価になっているのか。 それからずっといろんな品薄なものが値上がりしておりますので、途中で納品できませんというような事態に陥らないのか、その辺もあわせて教えていただければと思います。
太田主任	給食費は現在、小・中学生の児童生徒に関しては無償化しておりますが、小学校が1食当たり275円、中学校が325円という料金設定をしております。ただ実際のところ昨今の物価の値上がりによりまして設定料金に収まらないような金額になっております。 具体的に言いますと令和5年度の実績では、小学校で大体300円くらい、中学校で350円くらいかかっているような状況になります。 もちろんここには大潟村の単独予算として地産地消を推進するための上乘せ部分も含まれてはいるのですが、実際の料金設定よりも高くなっているのが現実になっております。 令和6年度につきましても8月までの実績だけみるとさらに上がっているような状況になっておりまして、給食費の単価については値上げを検討しているところになります。 具体的なところは、この後開く学校給食委員会において決定していくことになっていきますがそのような方向で来年度から動いていきたいと考えております。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので一般会計の歳入部分についての質疑を終わります。 次に、一般会計の歳出部分について、当局の説明を求めます。
菅原主査 佐藤主任 高橋主任 太田主任 竹田主事	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
大井委員	149 ページの ICT の事です、今年から新規に入ったということだと思いますが、タブレットを小・中学生に配布したということだと思いますが、自己負担とかはあるのかと、何年間使用するのが想定しているのかということと、もう一点今の段階での使用頻度ですね。授業でどの程度使っているか、授業が限定されて使っているのか、今後もっと使用していきたいと思っているかなど、分かる範囲で教えていただければと思います。
太田主任	ICT 教育推進事業ということで、大潟村では令和 2 年度末にタブレットを整備しまして令和 3 年度から運用を開始しております。 こちらの自己負担ということでしたが小中学校で使うタブレットについては公費負担が原則ということで、児童生徒の自己負担というものは一切発生しておりません。 またタブレットの耐用年数ですが 4 年から 5 年が目安です。ただ現状大潟村のタブレットに関してはまだ使えるということで、もう 1、2 年程度は使用を見込んでおります。 ただ更新というものは考えなければならず全国的には令和 6 年度から更新をしている自治体もございます。 大潟村では令和 7 年度末を一つの目安として更新を考えており、令和 8 年度から新しいタブレットを使うという計画が、今現在ではございます。 もう一点の使用頻度についてお答えいたします。学校ではほぼ毎時間全ての授業においてタブレットを使っていると報告を受けております。 タブレットの使用に合わせて、電子黒板というものがございまして、そちらについてもほぼ毎時間使っているということで大潟村においては学校教育における ICT の活用というものは特に秋田県内においてはトップクラスで最先端を走っていると自負しております。
菅原(ア)委員	169 ページの男鹿半島大潟ジオパーク推進事業ですけれども、村で支出している協議会の負担金 120 万円は、男鹿市と一緒に進めており、3 割が村の負担であることは理解しております。 観光も含めて、交流人口を増やし、地域を盛り上げていこうという事業であることは分かりますが、村民への浸透はまだ少ないように感じております。もう少し村民が関心を持てるような取組も必要なのではないかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
高橋主任	この男鹿半島大潟ジオパークの推進事業については、男鹿市と大潟村とで連携して進めているものになっております。 こちらは大潟村民への関わりについて、やはり担当としても関わりを深くして村民からもジオパークというものをできるだけ多く理解していただけるように考えているところであり、今後の課題になっております。 現在、活動といたしましては子供向けにジオパークのイベントの参加を促したり、周知活動を行うことで、子供にジオパークというものを知ってもらおうということを進めているところであります。今後は子供に限らず、大人も巻き込んでやれるものを進めてまいりたいと思っております。
菅原（ア）委員	男鹿市と大潟村の違いというのは歴然としてありまして、男鹿市は見どころもたくさんあります。日本列島が分かれていってそして日本ができて、その中でまた八郎潟が生まれた、そういう歴史、そして今私達はその村に住んでいる、この場所を知るっていうことは本当に必要なことだと思いますし、大切なことだと思います。 男鹿市はジオパークの学習を、学校の現場で大変一生懸命やっているということも伺っております。子どもの頃から男鹿半島大潟村ジオパークに関して学習をするということはとても大切なのではないのでしょうか。そして知識を蓄えていくことによって大人になった時、より深く故郷の大潟村に愛着を持つことにも繋がっていくのではないかと思いますのですが、その点に関してこれから取り組んでいくということが課題だとはおっしゃいましたけれども、教育委員会としてはどのように考えておられるのでしょうか。
三浦教育長	大潟のジオパークとしての子供への教育の機会というお話だったと思います。大潟村の作られた歴史、それからこの 60 年間の発展してきた歴史などを子供の頃から学習するということは、私も非常に大切なことだと思います。 見どころというところでも、大潟村の中に住んでいると意外に気づかない部分がありますが、直線道路にしても他に類を見ないような道路であり、また桜と菜の花ロードも村の方々が 20 周年の時でしょうか、植えてくださった歴史というのもあります。 そういうことを学ぶ機会が、小学校、中学校では総合的な学習の時間に、例えば小学校であれば一次入植者の方を招いて、その当時の歴史を知るなどの学習を組み込んでおります。 また干拓博物館に来館して学習するという機会もありますので、そのよう

発言者	発言要旨
菅原（ア）委員	なことをさらに今後も増やして、この村の歴史を十分に理解した上で、ふるさと大潟村が大好きになるような子供に育てていければと考えています。 現在も取り組まれているというお話を伺って大変安心しました。これから、より進めていただきたいと思います。 中学校の部活動の休日指導の地域移行に関して、機会がある毎に教育長や教育委員会職員がその会議に参加して、意見交換を行っており、他地域の状況と本村の現状を確認しているというご説明でした。 現在の概略で結構ですので、大潟村はこれからどのように進めていこうとしているのか、お聞かせいただけますか。
宮田教育次長	令和５年度ですが、予算的な支出は決算書にある通りございませんでしたが、進め方としましては、５年度の当初は９月１日から休日だけ移行したいという目標を定めて進めていきましたが、先ほど説明にもありました通り、国の考え方も少し弾力化しましたので、南秋の他の３町の動きも見ながら進めていきたいということで、目標を先延ばしにしたというのが５年度の流れでした。 その中でやはり他の３町の広域化、一緒にできるものはないかという点を考えました。少子化が進んでいくので、団体スポーツは、村単独では厳しいという見込みしかたないもので、具体的には野球だったりバレーだったりになるのですが、そういうものは他と協力しないとできないのかなという見込みもありましたので、他の動きも教育長会議などで確認をしたかったのですが、昨年は五城目町の豪雨災害などがありましてそういった会議もなかなか開催がされることがなく、意見交換をするということもできませんでした。 それが昨年度までの話になりますが、今年度は広域化もやはり他との意見調整が難しいので、すぐには取り組めないだろうなと思っていますので、ここはやはり村単独で進めていかなければいけないなと考えを改めまして、いろいろな関係者と協議を始めているところでございます。
菅原（ア）委員	本当に少子化はいろんなところで弊害が生まれているということを感じます。 いつまでということは本当に難しいと思いますし、また他町村ともいろいろ関連してきますが、もしできれば大潟中学校としてやっていただけるのが一番嬉しいことです。 保護者もそうだと思いますが、いかにせん人数が必要なスポーツというの

発言者	発 言 要 旨
宮田教育次長	はなかなか難しいということで様子を見るしかないという学校現場のご苦労が推察できます。 何とか村民のそういう思いも汲んでもらえればということしか言えませんけれども、今後ともよろしくお願いしたいと思います。 他の市町村と一緒にやるというよりは単独が理想ということですが、ここ3年の出生数を見ても、10人いくかいかないかの人数ですので今2歳の子が10年後には中学生になるわけですし、団体スポーツはかなり厳しいだろうなというのが実際の推測です。将来を見越せば、そういう現実になってしまっているのでは何とか単独でできるスポーツに絞り込むのか。それとも先ほどの広域の話になっていくのかというのはいろいろ見ながら考えていきたいと思っています。 学校としてもやはり教職員の多忙化を解消していきたいという側面もあります。そちらもどんどん話が進んでいきますので、いずれ、休日だけではなく、平日も部活動は学校から将来的には切り離されるのだろうという面も見込んで計画を作っていかなければいけないと考えております。
松雪委員	155 ページの中学校施設等整備事業の防犯カメラ設備改修工事についてお尋ねしたいのですが、これは取り付け後に不備があったとかそういうことで改修されたということでしょうか。教えていただける範囲で教えてください。
太田主任	中学校の防犯カメラ設備改修工事ですが、小中学校が新しく建てたときに同時に導入したカメラ設備になります。そちらが10年ほど経過しまして、だいぶ劣化したという点が一番の要因になっております。そちらを今回10年越しということで小中学校併せてになりますけれども、カメラのシステムを更新したというような内容になっておりますので、導入したときに不備が出たとかいうものではなくて経年劣化による更新だと思っていただければと思います。
菅原（ア）委員	173 ページ、八郎潟干拓記念駅伝競走大会事業が前年度よりも少なくなっている要因は何でしょうか。そして、B & G指導員養成研修事業ですが、5年度は報償費や旅費が支出されています。前年度は健康診断書の作成料だけだったのですが、今後はどのような形で実施されていくものなのか、内容などもご説明いただきたいと思います。

発言者	発 言 要 旨
菅原主査	B & G 指導員養成研修事業ですが、昨年 1 名研修に参加しましたが、受講するにあたって要件がございまして、健康診断もそうですが、現地に行ってから試験をクリアする必要がございます。 その試験の方で残念ながらクリアできず、そのまま村に戻ってきたものがあります。そういったこともありまして、研修を全て完了できなかったということで、昨年はかかった経費だけ支出したため、金額が小さくなっております。 八郎潟干拓記念駅伝競走大会事業ですが、こちらにつきましては昨年 9 月 3 日に開催を予定しておりました。看板やパンフレットなど準備は進めておりましたが、全国的に猛暑ということで安全に大会を開催することが難しく、大会 1 週間ほど前に中止を決定しました。そのときには既に事業が進んでおりましたので、それに係る部分は支出をしてございます。実際に不用額として支出しなかったものとしましては、当日の弁当代ですとか、会場の整備交通誘導とかになります。バスの借り上げ代キャンセル料なども払っておりますのでその差し引いた分で大体 34 万ぐらい減となっております。
菅原（ア）委員	八郎潟干拓記念駅伝競走大会については分かりました。 この B & G 指導員の養成研修事業のことも分かりました。 今年は養成研修事業に参加しての金額だということも分かるのですが、今年以降、毎年この研修事業は行われていくものなののでしょうか。それとも今年 1 名の方が取得されたとすれば、来年度以降に関してはこの研修事業というのはどういう形になっていくのでしょうか。
宮田教育次長	この B & G 指導員というのは、B & G プールを設置している自治体は必ず指導員を置かなければいけないという決め事があります。今年 1 名資格を取り、その他に 2 名資格を持っていますが、どちらも 50 代役場職員ですので 10 年以内には、職員でなくなる時期が来るということで、新たに若い職員に資格を取ってもらいたいということで以前から進めていました。 3、4 年前にも 1 人取得しましたが、その職員は退職しております。引き続き若い職員に資格を取ってもらいたいということで令和 5 年度も新採用の職員に行ってもらったのですが、残念ながらこの年は駄目だったということでございます。 令和 6 年度も 1 名行ってもらって、こちらは資格を取得して戻ってきましたので、今のところ 3 人になっています。若い 20 代の職員 1 名だけですと少

発言者	発 言 要 旨
菅原（ア）委員	し心もとなく、複数いるのが一番の理想ですので、また来年度以降も定期的に資格を取ってもらうように研修には参加していきたいと考えております。 現在は足りてはいるのですね。 そして定年退職を迎えられて、その方がいなくなった場合を考えて、これからこの研修事業への参加は行われていくという理解でよろしいでしょうか。
宮田教育次長	おっしゃる通りです。人数を見ながら、計画的に進めていきたいというふうに思います。
菅原(ア)委員	ありがとうございます。
松雪委員	145 ページの教育振興大会報償費ですが、これは教育功労者や当日の講演者にお支払いをされていると思いますが、昔はもっと活気がありまして、例えば教師だけではなくて、PTA 役員や、村の方たちが大勢参加していたと思います。最近参加者が減り、少し寂しいなと感じていました。今後もう少し幅広く村民の参加を促せる施策等ありましたら教えていただければと思います。
宮田教育次長	なるべく参加者が多くなるような施策ということですが、実際松雪議員がおっしゃられるように、最近は参加人数も少なく、主には学校の先生の人数が多いというのが実際のところでございます。なるべく興味のある内容で、村民の方にも来ていただけるような講師やテーマを設けて、今後も進めていきたいというふうに考えております。 令和 6 年度についても、まだ決定ではないですが、最近の話題になるテーマを絞って講師をお願いしていきたいと考えております。
松雪委員	予算を増やしてでも、もう少し村民が興味を持てる講演者に来ていただくということを今後はお考えでしょうか。
宮田教育次長	今年度の予算はもう決まっていますが、来年度以降に向けては予算編成のときにもう少し具体的な計画を示して予算の段取りに臨んでいきたいと思っております。

発言者	発 言 要 旨
松橋委員	169 ページですが、案内ボランティア支援事業ということで、こちらの財源は博物館の入館料ということになるのでしょうか。
高橋主任	この案内ボランティア支援事業の財源は、全て村の予算で賄っております。
松橋委員	これは、あくまでもボランティアとしてやっていくということに何か理由はありますか。 例えば案内してもらうことに対して、入館料以外に料金を取るとか、そういった考えはないのか、あるいはやらない理由がもしあれば教えてください。
高橋主任	案内ボランティアの会は、現在もあくまでボランティアとして活動しているものです。一部の会員さんの中では、有料にして、ガイド料をいただいて、そのガイド料を会員の方に還元したらどうかという意見も毎年のように総会で挙げられています。ただ多数の方は有料ではなくて、あくまでもボランティアとして無償でやっていきたいという意見が多く、現在も無償で続けているという状況です。 理由としましては、有料化してガイド料をいただくことになると、責任の重さが違ってくる、説明内容にも質の均一を求められることになります。そうすると今まで入植して経験してきたことを自由に話せなくなるという不安もあり、現在も無償で行っています。ただ、これからもずっとボランティアとしてやっていこうというものではなくて、今後毎年のように無償のままでいいのか、有料にするべきかということは、総会で検討しながら、続けて参りたいと思います。
松橋委員	お金を取りたくないという方々の気持ちも理解できます。私もお誘いいただいて少しか案内ボランティアの会に入っていた時期がありました。ガイドで生計を立てる方はいないでしょうから、料金を上げていけばそれで解決するということではないのかもしれないのですが、なかなか世代間の考え方の違いもあるかなと思ひまして、今入植者の方々の話を例として挙げていましたけども、実際その案内ボランティアの会での年齢構成と、世代交代みたいなものが進んでいるのか進んでないのか教えていただけますか。
高橋主任	この案内ボランティアの会員は、令和 5 年度および 6 年度も 16 名で構成されております。こちらほとんどが 70 代後半でまもなく 80 代を迎える方がほ

発言者	発 言 要 旨
松橋委員	とんどです。一番若い方で 50 代が 1 人、その次となると 60 代の方が 1 人です。残り 14 人が 70 代後半以上となっております。 現在会員の中でも、若い世代の会員が必要だという考えがあり、このままだと存続ができないという意見もあります。そのため若い 50 代 60 代の方を獲得していきたいというのは、会としても、活動しながら周知して、若い人にも声をかけて、会員を増やしていきたいと思っております。 繰り返しにはなりますが、もちろんこのガイドで生計を立てている方はいないと思うので、お金を取って、お金を渡せばいいということにはならないかと思うのですが、現状はリタイアされた方で余裕のある方がやられているようにも見えますので、やはりお金をしっかり取って、むしろその責任の中でレベルを上げていく、観光資源にしていくという考え方もあるかなと思います。毎年検討されているということでしたのでぜひ世代交代が進むような活発な議論を期待したいと思います。
高橋主任	おっしゃる通り世代によっては無償で活動していいという方もいれば、やはり若い世代になってくると、無償ではどうかと思う方もいらっしゃると思います。この大潟村案内ボランティアの会のように全く無償でガイドを行っている団体は全国的にもほとんどないものです。これから新しい世代になっていくうちに、やはり有料化というものも考えていかなければいけないなというふうに担当者としては思っておりますので、こちらも今後考えていきたいと思っています。
黒瀬委員	3 点ほど教えていただければと思います。 1 点目は 162、163 ページの社会教育費になりますけれども、冬季ふるさとまつり事業ですが、気候が変わって、なかなか雪遊びという感じではなかったのですけれども改めて去年開催してみるとそれなりの村民の方の参加、子供たちの参加もあって良かったのではないかなと思うのですが、この事業の昨年度の事業の評価と、今後どうされていくかというところの考え方を教えていただければと思います。 2 点目は、社会教育用備品整備事業ですけれども、こちらは様々な備品が積み重なってこの金額なのか、それとも何か大きいものを購入されているのかを教えていただければと思います。 3 点目は、164、165 ページのスポーツ Kommission 大潟活動支援事業ですが、活動支援費補助金がバスケットボールだと思っておりますが、その上の委託料

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	の農業体験・水上スポーツ体験等開催業務委託料、こちらの詳細はどういった事業をやられて、どういった委託をされたのか、そのあたり事業内容を教えていただければと思います。 あらかじめ委員会の時間を午後 6 時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。 【異議なしの声】
工藤委員長	委員会を午後 6 時まで延長いたします。
竹田主事	冬季ふるさとまつり事業に関してですが、こちらはコロナで中止の期間がありまして、令和 5 年度は 4 年ぶりの開催となりました。参加する子供たちがだんだん減ってきているということではあったのですが、令和 5 年度は大人と子ども、運営側の人数を含めて約 400 人に参加していただき、非常に良い事業になったのではないかなと思っております。 カタマルシェなど村の中で定着してきた他の事業もありますし、ふるさと祭りの参加者が少なくなっているということもあり、令和 5 年度に行うふるさと祭り 60 周年記念事業を 1 つの区切りにして、ふるさと祭りの事業自体をやめてはどうかというお話を実行委員会の中で提案したのですが、やめないでほしいという声が多かったため、引き続き今年度以降も事業を行う予定です。 社会教育用備品整備事業に関しまして、こちらは 2 尺 5 寸の桶胴太鼓を令和 2 年度から 4 カ年計画で 1 年に 1 台ずつ購入しておりまして、その分の金額と、公民館に台車が不足していましたので、台車 1 台を購入した分の金額になっております。
菅原主査	3 点目のスポーツコミッション大潟活動支援事業の中の農業体験・水上スポーツ体験等の開催業務委託料についてですけれども、昨年農業体験の方は実施できておりません。修学旅行の受け入れがあった際は、こちらの事業を活用して実施するというものでございます。 水上スポーツの体験ですが、こちらはスポーツ教室をやっております例えば、水上スポーツ教室でしたら昨年は 3 回実施しております。
黒瀬委員	水上スポーツ体験で水上スキー教室を 3 回ということでしたけれども、課

発言者	発 言 要 旨
宮田教育次長	が違うかもしれませんが、情報発信者の方でも活動費としてあった気がしますがそれとはまた別事業ですかね。 水上スキー教室は、こちらの事業の中で、基本スポコミの事業は、交流人口なども考えて村外の方を対象に行っている活動ですが、その中で水上スキーの体験教室をやっています。それ以外にもSAP、スタンドアップパドルボードの教室なども企画しました。ヨガなどもやっております。 そういったいろんなスポーツの体験事業を開催しているということでございます。
黒瀬委員	情報発信者活動支援補助金の水上スキーで1名10万円助成を受けている方がいらっしゃるんですが、その活動は全く別の水上スキーをやられているというものの理解でよろしいですか。スポーツコミッションとは別の事業というものの理解でよろしいでしょうか。
宮田教育次長	対象者は同じだと思います。どちらも池田さんだと思いますけども、それぞれ中身は違うという理解で良いかと思います。
菅原(史)委員	161ページの在宅子育て支援事業の、在宅子育て応援商品券交付金ですが、もしかしたら予算のときに聞いたかもしれませんが、こちらは一時預かり保育には使用できないような話があったのですが、どうなったのでしょうか。もし使えないのであれば、在宅子育てでせっかく商品券が配られるのにそれに使えないのもどうなのかなという意見もありますのでそこをもう一度説明してください。
宮田教育次長	今もまだ使えません。 以前、使えるようにしていたのですが、結局使えるようにしても、必要で一時預かりに使うというよりは、年度末に券の期限が切れるなというところで、利用が増えるというような状況だったため、あまり有効的な使い方ではないなという判断になりまして商品券にその分の金額を上乗せして配布することで在宅子育ての一時預かりとは別に金額を増額して配布しているということで今も事業を進めております。
菅原（史）委員	その件については利用している方からは特にお話はないですか。当時はそういうような傾向があったかもしれませんが状況も変わってきていますし、

発言者	発 言 要 旨
佐藤主任	また子育てに関してはやはり村も本格的に力を入れてやっていくとしたらせっかく応援商品券を交付しているので、子育てにかかるものについては、この商品券使えますよとやった方がいいような感じがするのですが。その点はいかがでしょう。また、この商品券については交付したものはほぼ全て使われていると考えてよろしいでしょうか。 在宅子育て応援商品券についてですが、保護者からはチケットが使えなくなったということは聞かれなくなりました。増額している分も影響しているのかなと思います。また一時預かり保育は出産後 2 ヶ月から利用できるというのものもあるのかなと思っています。 在宅子育て応援商品券についてですが、令和 5 年度は約 3,600 枚配布しております。そして利用については、3,526 枚と大体利用されていると把握しております。利用は、ポルダー潟の湯、ルール、あぐり、給油所、潟の店が多いようです。
菅原（史）委員	私の意見としてはやはり選択肢を広げた方がいいのではないかなと思います。来年度予算の話になってくるとと思いますが、この点も頭の隅に入れておいていただければと思いますのでよろしくお願いします。
工藤委員長	ほかにございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、教育委員会部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。
工藤委員長	休憩します。(17:01) 再開します。(17:02)
工藤委員長	明日 9 月 25 日、総括質疑を行います。当局は原則として班長以上および書記の方の出席で結構ですのでお願いいたします。
工藤委員長	本日の審議はこれまでとし、明日 25 日は午前 9 時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。(17:03)

令和 6 年第 7 回（9 月）大潟村議会定例会
令和 5 年度大潟村歳入歳出決算特別委員会 会議記録
【 総括審議 】

招集年月日	令和6年9月19日（木）				
招 集 場 所	役場2階 「第一会議室・特別会議室」				
開 会 日 時	令和6年9月25日（水） 9:00～10:14				
出 席 委 員 (11名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明		
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基		
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美		
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦		
欠 席 委 員 (0名)					
出席職員 (27名)	【特別職】				
	村 長 高橋 浩人	副村長 工藤 敏行	教育長 三浦 智		
	【監査委員】		【議会事務局】		
	代表監査委員 佐々木秀樹		事務局長 近藤 綾子		
	【総務企画課】				
	課 長 石川 歳男	課長補佐 遠藤 有子	主 査 庄司都志哉		
	主 査 畠山 友伴				
	【税務会計課】				
	課 長 近藤 比成	課長補佐 小野 朋也	主 査 宮田 文美		
	主 事 今野 智美				
	【福祉保健課】				
	課 長 北嶋 学	課長補佐 小林 豊			
	【生活環境課】				
	課 長 薄井 伯征	主 査 平ノ内 亮	主 査 佐藤 洋平		
【農業委員会】					
事務局長 澤井 公子					
【産業振興課】					
課 長 伊東 寛	主 査 小形谷範子	主 任 佐藤 真悟			
【教育委員会】					
教育次長 宮田 雅人	主席次長補佐 後藤 克司	主 査 菅原 美子			
主 任 佐藤 純子		主 事 竹田 美輝			

付 託 事 件	認 定 第 1 号 令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について
---------	--------------------------------

発 言 者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。(9:00)
工藤委員長	休憩前に引き続き審議を進めてまいります。 審議の中で説明を保留にしていたものについて、当局の説明を求めます。
佐藤（純）主任	昨日、教育委員会で菅原委員から質問のありましたこども園の歳入、給食費負担金の内訳と、こども園使用料の内訳の2点についてお答えいたします。 まず1点、給食費負担金247万528円の内訳についてです。 園児は68万7,568円で27.8%、職員は152万3,280円で61.7%、メフオス調理員は25万9,680円で10.5%となっております。 2点目、こども園使用料、488万8,650円の内訳については、0から2歳児の保育料が371万4,050円で、75.9%、預かり保育幼稚園型が3万6,600円で、0.8%、預かり保育一般型が113万8,000円で、23.3%となっております。
工藤委員長	次に認定第1号の総括質疑に入ります。 質疑ございませんか。
菅原(ア)委員	男鹿市と一緒に進めている男鹿半島・大潟ジオパークについてですが、地層などから日本列島の生い立ちやなぜ八郎潟がここにできたのか。今私達が住んでいる大潟村の誕生を知る上でも、大地と人の関わりが理解できる魅力具备了日本でも稀な地域だと思っています。 認定後も4年ごとに一定の基準を満たしているかどうか、日本ジオパーク委員会の審査が行われ、条件付きでの再認定を受けた年もありましたし直近では令和4年1月に再認定を受けております。 今後も、男鹿市と一緒に観光を含めて交流人口を増やし、地域を盛り上げていこうという意義ある事業であることは分かりますが、一番大切である村民への浸透は十分図られていないように感じます。男鹿市では学校を巻き込んだ学習を非常に熱心に取り組んでいるようです。村も子供の頃から大潟村の生い立ちを知る上で、一層ふるさと大潟村への愛着を深めることができると思います。 そのことについては昨日教育長からもご答弁をいただいておりますが、もっと村民が関心を持てるような取組を行う必要があるのではと思いますが、その辺について村長はどのようにお考えでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
高橋村長	ジオパークの取組も認定を受けてからかなりの年数が経っていきまして、また村民による案内ボランティア活動も活発に行われてきたところです。 また昨日には教育に関する部分もお話が出たかと思いますが、一定期間経過する中で村民に認識されているものだというようなことがもしかすればあったのかもしれませんが。来年また再認定の時期に入りますので、そうしたことも含めて再度村民への認知がどのような状況にあるのか、また今後どういった取組をすることで、よりジオパーク活動が活発になるのか、そういったことも再度検討しながら男鹿市と一緒に取り組んでいければと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。
菅原(ア)委員	認知があったという理解のようですが、私が感じるにはまだ村民の理解は深まっていないように感じます。 これからずっと男鹿市と一緒に取り組んでいく事業だと思いますし、毎年大きな金額ではないにしても負担金も村民の税金から支払われていることになりますし、この条件のもとに4年おきの認定というの、やはりその地域住民の理解が深まっているかということも1つの条件になっていると思います。今の状況を把握しながら進んでいくということですが、その点についてお考えを再度伺いたいと思います。
高橋村長	案内ボランティアも今年20周年を迎えるということで記念誌の発行も予定しています。 また案内ボランティアにおいては入植者世代が中心で案内をしており、入植者世代から次の世代へという移行の中で、案内ボランティアの人材確保という課題も現実には会長からは心配の声が出されているところです。 そうしたこともふまえながらも、やはり案内ボランティアである村民が自ら大潟村を案内していただくことは非常に聞く側にとっては強い印象を持たれて、素晴らしい取組だと思っていますし、今後もぜひとも継続していただきたいと思っています。 そうした案内ボランティアの活動を村としても支えながら、先ほどご質問にあった村民への啓蒙また認知を高めるような取組、さらにはいろいろ活用していただいてお米にジオパークのシールを貼っていただくなど、お互いがジオパークを活用したことでより良い成果が出せるような、そうしたこともぜひ更に取り組んでいければなと思っています。 来年が再認定の時期になりますので、それをひとつの契機として、さらに

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア) 委員	ジオパーク活動が村内においても盛り上がるように取り組んでいければと思いますのでどうかよろしくお願いします。 本当に案内ボランティアの方たちは大変よく頑張っておられると思います。 60 代 70 代の入植者世代が、自分たちが体験してきたことを自分のこととして外に伝えていく、そういうことは本当に大事ですし、大潟村でも入植者世代が少なくなってきた既に後継者 3 世代というのが現実です。 そうした中で、村外にただ大潟村の歴史を示すというのではなく、一番肝心なのは今住んでいる大潟村の村民が、自分たちの大潟村はこういう生い立ちがあったということをずっと深く心に刻む、そういう学習の場であってほしいですし、ぜひ把握していただいて、村民の方にもそういう理解度を深めていただけたらと思いますので今後ともよろしくお願ひしたいと思います。
松雪委員	決算書の 145 ページ、秋田地区不登校適応指導教室負担金とありますがこれの内訳について教えてください。
三浦教育長	男鹿潟上南秋地区に適応指導教室、中央さわやか教室という施設が潟上市天王長沼にあります。その施設運営に関わり、男鹿潟上南秋各市町村からの児童生徒数に応じての負担金ということになります。 この教室は主に不登校、学校になかなか行きづらいという子供たちが自由な時間に、そして自分のカリキュラムで体を動かすことや学習などを行いながら自立心を養い社会性を育成する場になっております。そのための村の負担金となっております。
松雪委員	現在大潟村の児童生徒で、こちらに通っている児童生徒はいるのでしょうか。
三浦教育長	現在はこの教室にはおりませんが、中学校に不登校の生徒が 2 名おります。うち 1 名はこの適応指導教室に通える状況にありますが、現在はこちらの中央さわやか教室には通わずに、能代市にあるはまなすという同じ活動内容の適応指導教室に通っています。
黒瀬委員	教育委員会で、村内の各種団体への支援をされていると思いますが、村民の活動を支援していくのが今後の村づくりにおいても大変重要ではないかな

発言者	発 言 要 旨
宮田教育次長	と思っております。 活動する人数が減る中で、支援等を人数割でいけば減らさなければならない部分もある一方で、人数が減ることで逆に手厚い支援も必要なのかなと思います。 今まで通り、同様の支援ではなく、もう少し見直してもいいと思いますし、団体にではなくて、新たに何か活動を起こしたいというところに促すような支援策というの今後あっていいのではないかと思います、何か考えはありますでしょうか。 各種団体への支援は公民館費の中でも既に行っておりますが、人数が減っている中で一律の支援というよりも、逆に手厚い支援という考え方は、同感でございます。 今のままですと、基本的に公平性を保つというところの観点が強いので、基本額プラス人数で、これまでの支援してきた金額前年並みの金額という考え方でしたが、例えば新しいことをやるのであれば、その事業に対しての支援はできると思いますので、次年度以降の予算編成の際には、何か提案があるのであれば、そういった話も聞いて予算に反映させることができると考えています。
黒瀬委員	そういった形でやっていただければと思います。 村の事業としても、例えばその公民館になるのか、あるいは違う課になるかもしれませんが、既存の団体ではなくて、公募するような形で新たな住民の活動として行う際の助成というのをなるべく金額は少なくて敷居が低いような形で、ぜひ始めてみて、継続できるような事業や活動などに繋げていただければと思いますので、新たな人たちが参加できるような枠組みで支援していただきたいと思います。
三浦教育長	大変素晴らしい提案だと思いました。手段を考えて、ぜひ実施できるようにしていきたいと思います。
菅原(ア)委員	村も創立 60 周年を迎え、若い村と言われた大潟村も年々高齢者が増えてまいりました。 まだまだ元気な方もたくさんおられますが、体力も弱まり、要介護度が高くなるにつれ、家族に負担をかけたくないという思いで、施設への入所を希望される方も増えております。

発言者	発 言 要 旨
高橋村長	長年住み慣れた大潟村で、ひだまり苑への入所を希望される方は多いのですが、村民を含め、現在待っておられる方は 20 名いらっしゃるとのことでした。 運営は正和会にお願いしており、要介護度が高い方からの入所であることはもちろん理解しておりますが大潟村がつくったひだまり苑であり、できることなら入所したいという村民の要望は年々高まっております。 そのような村民の思いを村長はどのように感じておられるでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。 菅原議員の質問にお答えします。 確かに身近にある施設に入所したいというのは、誰しもが思うことだと思います。 ひだまり苑については、広域で連携をとりながら運営をしているということが、大前提でありまして、そうした中では広域的な運用に村としても参画して、一緒に取り組んでいくことにしております。 そうした中で、要介護度によって例えばひだまり苑に入りやすい入りにくいということもあったり、または退所する方がいつ出るかというものはっきりわからず、どうしても待機が出てしまいます。 待機といってもそういう人たちもどこかには入所されていると思うんですが、希望をずっと持たれているという中で、ある意味そうした入所できるタイミングというか、確実についていうのは、なかなか申し上げられない状況にあるってことはぜひご理解をいただきたいと思います。 広域的に運用する中でやはりそれぞれの地域の人たちが自分たちのところだけと言い出すと、なかなか施設の運用ができない状況になってしまいますので、ぜひそうした状況もご理解いただいて、できるだけ運用する側としては全体として効率よく運用しながら、より良いサービスを提供していくということで取り組んでいければと思います。 どうかよろしくご理解をお願いいたします。
菅原(ア)委員	広域的な運営を図っているということで、それはよくわかりますし、その中で村も参画はしていらっしゃるんでしょうか。 最後の判断というのはやっぱり正和会が優先的に決めるということなんでしょうね。 そこら辺はどうでしょう。

発言者	発 言 要 旨
高橋村長	要介護度認定というのは広域で審査をし、判定する形をとっていますが個々の施設の入所というのは運営母体であるところが最終的な判断をしますが、先ほど言ったように要介護度が高い人を優先的にというような基準のもとで、今入所を進めているところです。
菅原(ア)委員	最後は広域的なその判断といいますか、その中でもそういう話し合いの場には村も入っているということを聞いてまず安心です。 あまり内情を知らない村民からすれば、よく入れたねというのが第一声です。そういうことをやっぱり待っている家族とかあるいは本人、そういう声があるということも、正和会側に一応届けておいていただければ大変ありがたいですし、ぜひ村民の希望がかなえられるような運営であってほしいなと思います。
黒瀬委員	商品開発支援ですとか起業支援っていうところが昨年度は実績がなかったとお伺いしております。 ただ、やはりこの部分っていうのが今後村の多様性も考えると非常に重要になってくると思っていて、今年度は多少そういった起業といった動きが村内の中にも出てきていると感じております。 ですので、そういったことをこの前の村政報告というか所信表明の中でも地域資源を活かした起業創業っていうところがあったと思いますが、ここに関してはあえて言わせていただくと、地域資源を逆に活かす、活かさないとか、そこにあまり農業だとかそういったところと観光資源と連動しなくても極端な話よくて、そういった様々な起業の形があっているのかなと思いますので、その辺りを是非、そういう動きが村内に見えつつある中で、もう少しそこを拡充させてそういった動きが出てくるようなことを今後していただければなと思うんですけど、その点村長どのようにお考えでしょうか。
高橋村長	創業支援であったり起業支援であったりというようなことで、いろんな方がそうしたことにチャレンジしたいっていうような意欲があるっていうか、そこは本当に大事なことだと思っていて、令和6年度産地交付金の追加配分対象面積の報告について、そこを何とか村としても支援をしながらより良い形でスタートができるように一緒に取り組んでいければと思っています。 そうした中で地域資源という意味では確かに農産物を利用したり、観光的

発言者	発言要旨
	な魅力だけじゃなくて、例えばずっと話題にあった空き家を活用したりできないかとか、いろんなこともあると思います。また、昨年より新たに取り入れているのが、情報発信者のところには起業する形で住宅を建てたり、また事務所兼住宅ですね、建てたりするのはいいことにしていまして、そうすると、土地を購入するっていうようなことが不要になるというか、そういうこともあります。また、今新しく建てている北住区の集合型村営住宅について、南側まで全て取り壊す予定にしていたんですが、少し残してそうした事務所として活用するようなこともどうかというところでも内部では検討しているところですよ。 いずれ、そうした場所も必要になりますので、そういった支援もしながら、あまり負担なくスタートできるようなことにも、何らかの形で具体的に協力できたらと思いますし、一般質問でもあったように秋田県でもそうした事業をやっていますので、ぜひ連携した形で一緒に取り組んでいければ、より高い効果が得られますし、研修会などに行くと、より自分の考えが洗練されてくるので、そうした思いがある方は是非参加してもらえればと思います。様々な取り組みがあるので、そうした情報提供も含めて進めていければと思いますので、どうかよろしくお願いします。
松雪委員	橋梁の補修工事について、不落になった経緯を教えてください。
薄井課長	北の橋の支承の取替工事についてかと思いますが、不落になった理由といたしまして、指名競争入札を実施したところ、落札した事業者がいなかったためです。こちらの事業については、令和6年度に繰越を行い、北の橋の支承取替工事単独では落札しづらい要因があるだろうと判断し、他の橋梁工事と合わせて一般競争入札を実施したところ落札となり、現在は当初の計画どおり順調に施工が進んでいるところです。
松雪委員	村民が利用する橋ですので、なるべくすぐに取りかかっていたいただければと思います。
菅原(史)委員	監査報告書でも指摘されていますが、組織内の課をまたがるフォロー体制についてですが、職員が急に休んだり、何か不慮の事態になったときのフォロー体制の仕組みがなっていないとの指摘があります。そのあたりの取り組みについて、村の方ではどのように対応するのかお聞かせ願いたいのと、地域おこし協力隊についてですが、正直言って今、何人いらっしゃるのかピン

発言者	発 言 要 旨
高橋村長	とこない状況です。実際に何をやっているのかも分かりづらいです。地域おこし協力隊の方々は思いを持ってこの村に応募してきていただいていると思うので、ちゃんと思い描いたとおりに活動できているのかといった確認やフォローをしているか。任期途中で辞めた方もいらっしゃいますし、地域おこし協力隊のフォロー体制についてもお聞かせ願います。 監査報告書にもありましたとおり、職員の体調不良があったときの連携ということですが、誰が休んでもしっかりとフォローできるように取り組んでいるわけですが、異動が重なったりした中で体制作りには少し苦慮したところが現実にあったところです。そうした経験も踏まえながら、やはり課内で誰が欠席してもフォローできるような体制作りに取り組んでいくことにしております。また、その部署を経験した職員が他課に行った場合でも適宜アドバイスをしながら連携して取り組んでいくように進めていきたいと思っております。 また、地域おこし協力隊については、定期的に面談をしながら、今の活動状況を把握し、また今後の計画についても確認しながら進めているところです。昨年1名の隊員が辞める形になってしまい、非常に残念なことではあるわけですが、後任として来ていただいた方は、有機栽培関連で来ていただきまして、今、一生懸命取り組んでいただいています。 今後もそうした地域おこし協力隊の現在の活動とこれからの活動計画、そして将来的に大潟村でどのようなことをやりたいかを適宜確認しながら、しっかりとサポートして、将来的には村に定着できるよう支援しながら一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いします。
菅原(史)委員	まず、組織のフォロー体制については、確か課長会議等でも情報共有しながらやっていると思うのですが、例えばやっぱり災害時などですね、そういったときに村に職員が来られないといった場合のことも当然あると思うわけです。そういった事態を想定したシミュレーションも含めて考えていく機会でもあると思うので、小さな組織ですし、なるべく情報共有して、いろんな想定をして取り組んでいただきたいと思います。 それと、地域おこし協力隊のフォローで月一回面接等をやっておられるという話で、それはそれでいいと思いますが、各課に振り分けた地域おこし協力隊については各課でフォローしているという理解でよろしいですか。
高橋村長	委員のおっしゃるとおり、各課で面談等を行って、それを総務企画課に報

発言者	発 言 要 旨
石川課長	告して、取りまとめは総務企画課が行っています。 地域おこし協力隊の業務については、各担当課長が面談をして、業務の進み具合や困っていることがないか等、コミュニケーションを取って、月に 1 回、活動報告という形で総務企画課に報告がございます。そういった流れで全体を把握しています。
菅原(史)委員	そうなりますと、地域おこし協力隊の方々からの要望などを吸い上げて検討するというやり取りはできるような環境になっているという理解でよろしいでしょうか。
石川課長	そういったシステムづくりをしており、今もそのように運用しています。
菅原(史)委員	担当に投げてといいますか、押しつけてそれっきりになっているのではないかとすることが非常に心配です。全然知らないところへ来るとことはいろんな不安があると思います。せっかくこの村を選んで来ていただけたのだから、誠意を持って対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
松本委員	決算審査の際に何回か申し上げたところもあるのですが、村ができて 60 年も経てば、インフラ等の設備更新を今まで長年かけてやってきたと思います。水道に関して言えば、取水の拡大、あとは取水池・水源池の増補ということで工事をを行い、水不足が心配されたところはだいぶ解消されてきたなと思います。下水道に関して当然水道の量が増えるということは下水道の量も増えるのですが、住宅地やアパート等の増設がされれば当然人が増えますので、そういったところで下水の量も増えてくると思います。北 1 丁目においては今まで戸建て住宅が並んでいたところにアパートができておりますので、当然人の密度も増えて下水の量も増えているかと思います。既存の管に接続するときには設計の中で問題無いと判断しているかと思います。西 1 丁目の新たな住宅地もできてきている中で、今後の下水道整備について教えていただきたいと思います。
薄井課長	下水道に関してですが、北 1 丁目そして現在造成中の西 1 丁目の住宅の排水に関して不安でないかというご質問かと思いますが、設計上は問題がないというふうに伺っておりまして、その後もそれを基に施工が進められる予定

発言者	発言要旨
松本委員	でございます。 以前村のピークの人口は3,300人近くだったと思います。今3,000人を切っているような状態で人口的には減っている状況です。ただ、水道の使用量には大きな減少は見られないと思っておりまして、委員おっしゃるように下水に関する不安というのは私も持っているところでございます。 特に下水だけでなく、不明水の対応に関しても非常に重要と思っているところでありまして、課内では現在村の排水路の様子をきちんと調査をして、雨が降ったときにスムーズに水が流れるよう、年次計画を立て水路の泥上げも含めて、管理が必要ということで、来年に向けて検討を指示しているところであります。下水道の不具合の対応とともに、村内の側溝などの機能の確保もあわせて検討してまいりたいと思っているところでございます。 突発的な大雨とかも最近増えていますのでそういったところを注視していただきたいと思います。 もう一つは、昨日委員会でも質問しましたが、村内においての防災林とか松林とか、以前から話があった中で防災林とかの整備計画も随時立ててきていると思いますが、昨日も言ったみたいに、想定以上に枯れてきているのではないかと、という印象があります。住民の方でも、枯れたままピンクのテープが貼ってあって、これは切るんだなというのはわかるのですが、住宅地に近いところとかにも巻かれている木が結構多く見受けられまして、中には心配する方も、大きい風や台風とか来たときに住宅に当たったり、歩行者が怪我したりとか、そういった心配がありまして、想定されているよりも枯れるスピードが本当に早いのではないかと考えています。 昨日も副村長から、それを見極めて、県の方とも相談して計画的に、村内外の業者を問わずということで、できるだけ早く進めていきたいというお話がありましたので、防災林の計画は立てているかと思いますが、今後それよりも想定を上回るスピードで、今は防災林や松林も高くなって、村が出来た当時に植えた木が相当な高さになってきているので、ポプラ然り、さらには松枯れ然りということで、かなり年数も経ってきて、そういったところもあるのかなと思いますので、そういったところもスピードを上げてやっていただければなと思いますけれども、もう一度回答をお願いします。
	高橋村長 防災林については、議員のおっしゃるとおりでして予想以上に松枯れの進行が激しい状況です。 本当に予算が全然追いついていない状況でして、そうした中でも危険が及

発言者	発 言 要 旨
松本委員	ぶ影響がある、交通や人に対してそういうところをまず優先して伐採しており、今年は総合中心地内を優先して取り組んでいるところです。 そういう議論の中で、まずは切るだけ切っておいていいから、というようなことも話をしたりするのですが、県事業の補助要件に合わないのか、そのままではいけないとか、いろいろあつたりしてやはりできるだけそうした県の事業に乗る形で取り組まざるを得ないところがありますが、県にも予算を多く配分してもらいたいし、しっかり取り組んでいきたいと思っています。 そうした状況ですので、その後の植林については少し先になってしまうのかなと、まずは危険木の伐採を優先する形で取り組んでいきたいと思っています。 その後の植林についても東京農大の先生も交えて、今後の村の防災林のあり方について検討をしていたところです。 そうした知見もしっかり活かしながら、その次の植林の段階においては、今後の村の防災林がより効果的に、または景観上も良い形で維持できるように取り組んでいければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。 概ね決算の日程の中で見た中で昨年と若干ちょっと少ないですが実質黒字と言っていますが、国保に関しては基金を取り崩して何とかかなり、昨年度は基金がほぼなくなった状態で、県が新しい激変緩和措置を行い、今後のところは何とかしのげたなという程度だと思います。 これに関しては引き続き村としても、国保の今まで議論してきたことを進めていただきたいのが一つと、もう一つは、先日土地改良区の総会に出たときに村長も出席されたのでわかると思いますが、国営かんがい排水事業が当初488億円のところ、現在580億円ぐらまで、物価高騰とかいろいろあつて超えていくとなると、将来的に工事完了してからの償還になるってということで当初488億円と想定したところ、これからもさらに増えてくるだろうと。村長もおっしゃったように工期20年ってところが、予算がつかないとどんどん伸びていって償還がどんどん遅れてくるってなると工事費も上がってくると想定したよりもやはり償還していく金額も増えてくるということで、積み立てても、このバランスとしてやっぱ考えていかなきゃいけないとこだと思いますし、結構な物価高の影響というのは、今は580億だとしても600億も650億とかさらに増えていくことが想定されているので大分こら辺も将来の償還に向けて積み立ててもいろいろ考えていかなきゃいけないと思いますし、こら辺も国との交付金と支出の部分とのバランス、締めるところは締めて、

発言者	発 言 要 旨
高橋村長	しっかり投資するところは投資して、というバランスがこれから必要だと思います。 建設費用がかなり高額になってきたなという、先日土地改良区の総会に出て気づきましたので、もう1回そのところ、村長から答弁をお願いします。 国保と土地改良に関する質問にお答えします。 国保については議員おっしゃったように、県との交渉がかなり難航しましたが、県の方で激変緩和措置を今後しっかり講じるということで、まず決着しております。 その中では、確かに基金を取り崩して昨年度は対応しましたが、今年度は基金を積み増しできる状況かと思っております、最低限、以前の基金の額までは積み増しをしていきたいと思っております。 またその間、村民の税負担率については、昨年同様に継続する形で進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。 土地改良区については、国の方からも事業費が上がる説明を受けているところでして、その中で議員がおっしゃったように、90億円ぐらい全体として今上がる見通しだということの話を受けております。 村としてもその分負担が増えるわけですが、工期を長くするよりは、まず20年以内のうちでしっかり終えて欲しいという話をさせていただいています。 当然増えた分、村の負担率が6%だったと思いますが、その分10億増えればその6%ということになりますので、そこはしっかり対応していきたいと思ひますし、そういったことを含め、基金の運用のあり方とか、いろいろ今まで取り組んでいなかったことも取り組んでいますので、いろいろなできることを最大限組み合わせながら、あまり村の実質負担が増えないような形で、しっかり対応していけたらと思っております。 この事業は農家にとって、また村の排水も含まれていますので、村を維持する上で確実に進めてもらわなければならない事業なので、村としてもしっかり対応して土地改良とも連携して取り組んでいきたいと思ひますので、どうかよろしくお願いします。
川渕委員	大潟共生自然エネルギー出資配当金について出資金に対する配当の割合が何%の配当になっているのか。それからもう一つが、出資金は確か10年か20年での償還になっていると思うのですが、そこを教えてくださいたいと思ひます。

発言者	発 言 要 旨
佐藤（洋） 主査	大潟共生自然エネルギーへの出資については、村では4,000万円の株券を保有しているところで、配当金につきましてはこれまで1年ごとに120万円の配当をいただいているところです。予定でいきますと、もう11年間120万円の配当が続く予定だと伺っております。
黒瀬委員	公共施設等の利用についての部分ですが、先ほど各種団体村内の活動を活発にというお話をさせていただきましたがそれに合わせて村内の各施設等も利用されるかと思いますがその中で、公民館やスポーツ施設等はほぼ村内の利用で減免が多いというお話でした。 先ほどの活動というところと相反する部分もありますが、電気代、水道光熱費が高騰している中で、受益者負担というのでも考えていく必要があるのかなと思うのですが、そこと村民の活動というところのバランスの中で、今後公共施設を有効に活用していく上でどのようにお考えなのか、新たに費用負担を増やしていくお考えがあるのか、その点をお伺いしたいのと、やはりそういった村内にある様々な公共施設を村民が有効に活用していただく中で、今回監査の意見書にホームページの話もありましたが、ホームページの予約ができるようになった施設もあって、非常にそこはありがたいのですが一方で、今まで比較的柔軟に対応していただいていた予約期限が、スポーツ施設だと、土日を除いて1週間前です。7日前となると相当期間が長くなってきて非常に使いづらい印象を受けます。 インターネットでの予約ができるようになったのに、申請期限が長くなっている点に違和感を感じますがそういった意味では本来の規定上の運用ではあるのでしょうかけれども規定を変えることも含めて逆に人手が返さなくなった分、もう少し施設の活用をするために、柔軟な予約体制を見直していただきたいです。それは公民館、体育館施設に限らず指定管理の施設も含めてですが、その点どのようにお考えなのか教えていただければと思います。
高橋村長	各施設の受益者負担の考えですが今段階では、村民においては引き続き利用料を取らない運用をしていきたいと思っております。村外からの利用についても従来通り料金を徴収していく形をとっていきたいと思っております。
宮田教育次長	まず受益者負担については村長も申し上げましたとおりです。今後は見直しもあるかもしれません。特に体育館は増改築する計画もありますので、その機会に見直すということはあるかもしれませんが、現時点での明確な話ではございません。

発言者	発 言 要 旨
	インターネット予約については、実際運用をしておりますのでご指摘の点は確におっしゃるとおり、そういう声は届いていますが、申請してもらってこちらで貸してもいいかどうか審査する時間も必要です。 6月からインターネットで予約できるようになっておりますが、規則どおりの運用をしているところでございます。これまでは申し込めばすぐ使えたのですが、それでは弾力的過ぎた点もありまして、やはり審査も必要ではと思っております。ネット予約は便利とはいえ、きっちり仕分けするのが難しいという側面もあります。もう少し事例が積み上がってくればその点も考慮して体制を見直すことは考えていきたいと思っております。
黒瀬委員	受益者負担に関しては村民からは当面、取らない方向でいいと思っておりますので、引き続き村民の活動に活かせるようにしていただければと思います。 予約に関して、確かに申請があつて許可すると思っておりますが、土日を除いて7日間という、ほぼ2週間に近いような状況になりかねないのももう少し利用を考えて規定自体を変えていくという方向で今後、早急に検討をしていただければと思います。
宮田教育次長	その点についてはもう一度、内部でも相談していきたいと思っております。
黒瀬委員	子育て支援全般の話になると思いますが、少子化がこれだけ進む中ですので、今後しっかりやっていただきたいなというふうに思います。 小中学校の給食費無償化で1,200万円ほど今負担しているような形で、実際は今後、食材等の単価が上がってきて負担が増えていく中でも、ぜひこの点は続けていっていただければと考えております。 一方で、こども園の食材負担が68万円ということを考えると、ぜひとも無償化を検討されてはいいのではないかと思います。 昨年から奨学金貸与の事業も始まりまして、自分の子供が大きくなってきて非常に実感していますが高校大学と進むに従って非常に家計の負担は増えていくので非常にありがたい制度だと感じております。 一方で、子供が小さい時はその点の実感はあまりないものです。逆に言うと小さい時の負担感を非常に感じている部分があつて、俯瞰的に見ると確かに非常に負担感が増す大学進学ですとか、サポートすべきだという考えも分かるのですが、子供が小さい時の支援というのもやはり大事だと思いますので、バランスをとって今後も子育て全般を支援していただきたいと思いますが、改めてお考えがあれば村長からお伺いできればと思います。

発言者	発 言 要 旨
高橋村長	子育て支援についてこども園の給食費無償化をできないのかということですが、確かに小中学校においては先行する形で無償化を進めております。 こども園においては3歳児からはほぼ全園児が入園していますが、それ以下においては在宅で子育てされている家庭もあって、そこは尊重していきたいと思っています。どういうあり方が公平性を保って、子育て支援に繋がるかという点も含めて検討していきたいと思いますので、今後のこども園の給食費のあり方をまず検討したいと思います。 ただこども園だけではなく、在宅で子育てしている方においても、同じように何が支援できるかも含めて検討を進めていきたいと思っています。
大井委員	地域おこし協力隊のことで質問ですが、地域おこし協力隊全員が集まってミーティングなどをする機会があるかということと、地域おこし協力隊の今後の見通しについてお聞かせください。
石川課長	地域おこし協力隊は現在6名おりまして、うち1名が育児休業中なので、現在5名が活動しております。 その5名が一堂に集まって情報交換、情報共有といった場面は定期的には設けておりません。業務を進めていく上で連携を図りたいといったような場合に、必要に応じて全員だったり、あるいは一部と一緒にミーティングをしたり、一緒に研修を受けたりして活動しています。研修については、県で行っているものにも参加していただいています。
高橋村長	地域おこし協力隊については、それぞれの分野でこうしたことに取り組んでほしいということで募集をして、ある程度目的意識を持って来ていただいていますので、それぞれ担当する課で適宜状況を確認しながら進めているところです。 そうした中で先ほど委員がおっしゃったような、全体で検討したりお互いに報告したりということは、少し少なかったかな、という気もしているところです。 研修は県主催のものもありますが、村の中でもそうした意見交換の場を設けることも必要なのかな、と感じているところです。 いずれにしろ、それぞれ取り組んでいる課題は違いますが、村の中でも意見交換をしやすいような場作りに取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

発言者	発言要旨
大井委員	それぞれ分野が違うということは理解していますが、やはり同じ地域おこし協力隊ということで、それぞれの活動が刺激になっていい方向に動くということも考えられますので、毎月とはいいいませんが、定期的に村の方から働きかけていただければと思います。
高橋村長	今後、定期的に地域おこし協力隊の意見交換の場を設けていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。
工藤委員長	他にございませんか。
工藤委員長	【なしの声】 ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 原案に反対の方の発言を許します。
工藤委員長	【なしの声】
工藤委員長	原案に賛成の方の発言を許します。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手によって行います。 認定第1号「令和5年度大湊村歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、認定第1号は全会一致により、認定すべきものと決しました。
工藤委員長	以上で、当委員会に付託のありました案件はすべて終了しました。 これをもって、令和5年度大湊村歳入歳出決算特別委員会を閉会いたします。

発言者	発 言 要 旨
	(閉会 10:14)